

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2020年1月1日  
(第57期) 至 2020年12月31日

## ワタベウェディング株式会社

京都市上京区烏丸通出水上る桜鶴円町361番地

(E05003)

## 目次

表紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	9
第2 事業の状況	10
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	10
2. 事業等のリスク	11
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	13
4. 経営上の重要な契約等	18
5. 研究開発活動	18
第3 設備の状況	19
1. 設備投資等の概要	19
2. 主要な設備の状況	19
3. 設備の新設、除却等の計画	20
第4 提出会社の状況	21
1. 株式等の状況	21
(1) 株式の総数等	21
(2) 新株予約権等の状況	21
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	21
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	21
(5) 所有者別状況	21
(6) 大株主の状況	22
(7) 議決権の状況	22
2. 自己株式の取得等の状況	23
3. 配当政策	23
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	24
第5 経理の状況	35
1. 連結財務諸表等	36
(1) 連結財務諸表	36
(2) その他	68
2. 財務諸表等	69
(1) 財務諸表	69
(2) 主な資産及び負債の内容	83
(3) その他	83
第6 提出会社の株式事務の概要	84
第7 提出会社の参考情報	85
1. 提出会社の親会社等の情報	85
2. その他の参考情報	85
第二部 提出会社の保証会社等の情報	86

[監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年3月26日
【事業年度】	第57期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	ワタベウェディング株式会社
【英訳名】	WATABE WEDDING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 花房 伸晃
【本店の所在の場所】	京都市上京区烏丸通出水上桜鶴岡町361番地
【電話番号】	075（778）4111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員グループ管理本部長 鈴木 眞治
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区御池通烏丸東入笹屋町435番地
【電話番号】	075（778）4111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員グループ管理本部長 鈴木 眞治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2019年12月	2020年12月
売上高 (百万円)	43,908	45,135	48,458	39,049	19,678
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	675	677	738	1,358	△11,075
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△) (百万円)	124	171	218	705	△11,738
包括利益 (百万円)	247	△19	196	561	△11,923
純資産額 (百万円)	10,540	10,451	10,577	11,138	△863
総資産額 (百万円)	21,348	24,354	24,436	25,087	26,003
1株当たり純資産額 (円)	1,058.17	1,052.16	1,066.74	1,123.56	△87.24
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	12.54	17.27	22.01	71.21	△1,184.61
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	49.1	42.8	43.3	44.4	△3.3
自己資本利益率 (%)	1.2	1.6	2.1	6.5	△228.6
株価収益率 (倍)	47.7	33.4	26.5	8.0	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,250	3,222	2,409	1,835	△11,774
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,850	△4,174	△2,769	△2,017	533
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△147	2,268	△1,237	△100	16,031
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	5,431	6,685	5,067	4,614	9,188
従業員数 (人)	2,104	2,323	2,493	2,626	2,544
[外、平均臨時雇用者数]	[669]	[579]	[450]	[435]	[399]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第53期、第54期、第55期及び第56期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第57期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 第57期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第54期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第53期の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

5. 第56期は、決算期変更により2019年4月1日から2019年12月31日までの9ヶ月間となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2019年12月	2020年12月
売上高 (百万円)	15,805	16,011	18,104	15,453	7,784
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	354	136	△267	465	△3,136
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	304	302	△171	188	△8,273
資本金 (百万円)	4,176	4,176	4,176	4,176	4,176
発行済株式総数 (千株)	9,909	9,909	9,909	9,909	9,909
純資産額 (百万円)	8,656	8,843	8,677	8,833	406
総資産額 (百万円)	15,109	17,836	17,948	17,319	23,551
1株当たり純資産額 (円)	873.63	892.52	875.71	891.46	41.06
1株当たり配当額 (円)	5	5	5	8	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	30.71	30.51	△17.29	19.01	△834.99
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	57.3	49.6	48.3	51.0	1.7
自己資本利益率 (%)	3.6	3.5	△2.0	2.2	△179.1
株価収益率 (倍)	19.5	18.9	—	30.0	—
配当性向 (%)	16.3	16.4	—	42.1	—
従業員数 (人)	429	506	667	643	647
[外、平均臨時雇用者数]	[313]	[308]	[268]	[251]	[231]
株主総利回り (%)	136.4	132.8	135.5	134.4	69.0
(比較指標：日経平均株価) (%)	(112.8)	(128.0)	(126.5)	(141.2)	(163.8)
最高株価 (円)	656	892	1,100	684	580
最低株価 (円)	378	520	490	512	208

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第53期、第54期及び第56期については潜在株式が存在しないため、第55期及び第57期については1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 第55期及び第57期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第55期及び第57期の配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第54期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第53期の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

6. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

7. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第55期の期首から適用しており、第53期及び第54期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

8. 第56期は、決算期変更により2019年4月1日から2019年12月31日までの9ヶ月間となっております。

## 2 【沿革】

年月	事項
1964年10月	「有限会社ワタベ衣裳店」を設立
1971年4月	有限会社から株式会社に組織変更し「株式会社ワタベ衣裳店」とする
1973年9月	海外店第1号店として米国ハワイ州に当社支店として「ホノルル店」を開設
1989年10月	米国カリフォルニア州に「ワタベ・ユーエスエーINC.」を設立
1993年2月	中国上海市にウェディングドレス製造子会社「華徳培婚紗（上海）有限公司」を設立
1993年4月	ウェディングドレスのオーダーシステムを導入
1993年5月	オーストラリアに「ワタベ・オーストラリアPTY. LTD.」を設立
1994年1月	北マリアナ諸島に「ワタベ・サイパンINC.」を設立
1995年6月	米国領グアム島に「ワタベ・グアムINC.」を設立
1996年2月	フランス共和国パリ市に「ワタベ・ヨーロッパS. A. R. L.」を設立
1996年8月	社名を「株式会社ワタベ衣裳店」から「ワタベウェディング株式会社」に変更
1996年11月	東京都中央区に総合サービス店舗として「東京グランドプラザ」を開設
1997年12月	大阪証券取引所市場第二部及び京都証券取引所に上場
1998年4月	海外旅行業務の取扱いを直営化し海外挙式の総合サービスを拡張
1999年5月	米国ハワイ州に自社運営挙式施設として「コオリナ・チャペル・プレイス・オブ・ジョイ」を開設
2000年11月	東京証券取引所市場第二部に上場
2003年4月	中国上海市に写真アルバム製造工場を開設
2003年12月	沖縄県那覇市に「沖縄ワタベウェディング株式会社」を設立し、店舗営業、挙式施設運営を開始
2004年3月	東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に指定
2004年4月	沖縄県恩納村に自社運営挙式施設「アクアルーチェ・チャペル」を開設
2004年5月	東京都目黒区の総合結婚式場「目黒雅叙園」運営会社である「株式会社目黒雅叙園」株式の66%を取得し子会社化（2005年1月に残り34%を取得し完全子会社化）
2004年10月	中国上海市に婚礼用品、ケース等製造子会社「華徳培婚礼用品（上海）有限公司」を設立
2005年4月	中国上海市にタキシード製造子会社「上海先衆西服有限公司」を設立
2005年12月	ベトナム社会主義共和国にウェディングドレス製造子会社「ワタベウェディング・ベトナムCO., LTD.」を設立
2007年8月	香港中環に海外挙式のプロデュース事業を行う「華徳培薇婷香港有限公司」を設立
2008年8月	東京都港区に「メルパルク株式会社」を設立
2008年10月	財団法人ゆうちょう財団よりメルパルク事業を譲受、全国11ヶ所のメルパルク施設運営開始
2009年3月	台湾台北市に海外挙式のプロデュース事業を行う「華徳培婚禮股份有限公司」を設立
2010年6月	群馬県前橋市に「株式会社ツドイエ」を設立
2011年1月	シンガポールに「ワタベ・シンガポールPTE. LTD.」を設立
2015年7月	株式会社千趣会及び株式会社ディアーズ・ブレインと資本業務提携契約を締結
2015年11月	米国領グアム島に自社運営挙式施設として「ルース・デ・アモール チャペル」を開設
2016年2月	米国ハワイ州に自社運営挙式施設として「ジ・アカラ チャペル」を開設
2017年3月	米国ハワイ州のレストラン「ミッシェルズ・アット・ザ・コロニー・サーフ」の事業を譲受、運営開始
2017年4月	米国ハワイ州に自社運営挙式関連施設として「ザ・バンケット ハーパーコート」を開設
2017年5月	米国ハワイ州に自社運営挙式施設として「ラニレア チャペル」を開設
2017年6月	米国ハワイ州の映像制作会社「プロペラ ユーエスエーINC.」の株式を100%取得し子会社化
2018年1月	東京都千代田区に「ハワイラバーズ株式会社」を設立
2018年4月	東京都千代田区の旅行会社「株式会社コンパクトシーク」の株式を51%取得し子会社化
2018年7月	沖縄県今帰仁村に自社運営挙式施設として「古宇利島 空と海の教会」を開設
2018年10月	米国ハワイ州に自社運営挙式施設として「コオリナ・チャペル・プレイス・オブ・ジョイ」をリニューアルオープン
2018年11月	ベトナム社会主義共和国ダナン市に「ワタベワールドワイドベトナムCO., LTD.」を設立
2019年4月	大韓民国ソウル市に「ワタベ・コリアCO., LTD.」を設立

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社27社及び関連会社1社で構成され、国内・海外のリゾート地における挙式サービスを行う「リゾート挙式」と国内のホテル等における挙式・宴会・宿泊サービスを行う「ホテル・国内挙式」の2つを主たる事業として展開しております。

なお、この2事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

#### (1) リゾート挙式

##### ①リゾート地における挙式サービス

主として日本人の海外挙式者を対象に、当社の国内店舗や旅行会社を集客窓口として、米国ハワイ州や沖縄など国内外のリゾート地における挙式サービスを提供しております。

なお、米国ハワイ州については、当社ハワイ支社にてサービスの提供をしており、その他の地域については、ワタベ・グアムINC. 他11社にそのサービスの提供を委託しております。

##### ②ウェディングドレス・タキシード・写真アルバム製造販売

ウェディングドレス・タキシード・写真アルバムともに、主としてワタベウェディング・ベトナムCO., LTD. 他2社が製造した製品を当社及び国内子会社の運営する店舗にて販売しております。また、当社グループのブランドドレス「アヴィカ」を、お客様のご注文によって新品を製作し、ご着用いただくという製販一貫体制を敷く当社ならではのサービスを提供しております。

##### ③写真美容サービス

当社及び子会社の店舗に設置する写真スタジオにおいて、結婚式や成人式、七五三などの写真撮影に、衣裳レンタルと美容着付をセットして提供しております。

##### ④衣裳レンタル

結婚式及び成人式、卒業式等のセレモニーで着用される衣裳を、当社及びワタベ・グアムINC. 他11社にてレンタル提供しております。また、海外挙式で着用される衣裳を国内で試着、予約できるサービスも提供しております。

##### ⑤旅行斡旋

国内・海外挙式者及び列席者を対象に、当社国内店舗において旅行販売を行っております。

##### ⑥結婚関連商品販売

婚礼に関するトータルなサービスを提供するため、ブライダルエステティックをはじめ、マリッジリング等の宝飾品、引出物の販売等を当社及びワタベ・グアムINC. 他11社の運営する店舗にて提供しております。

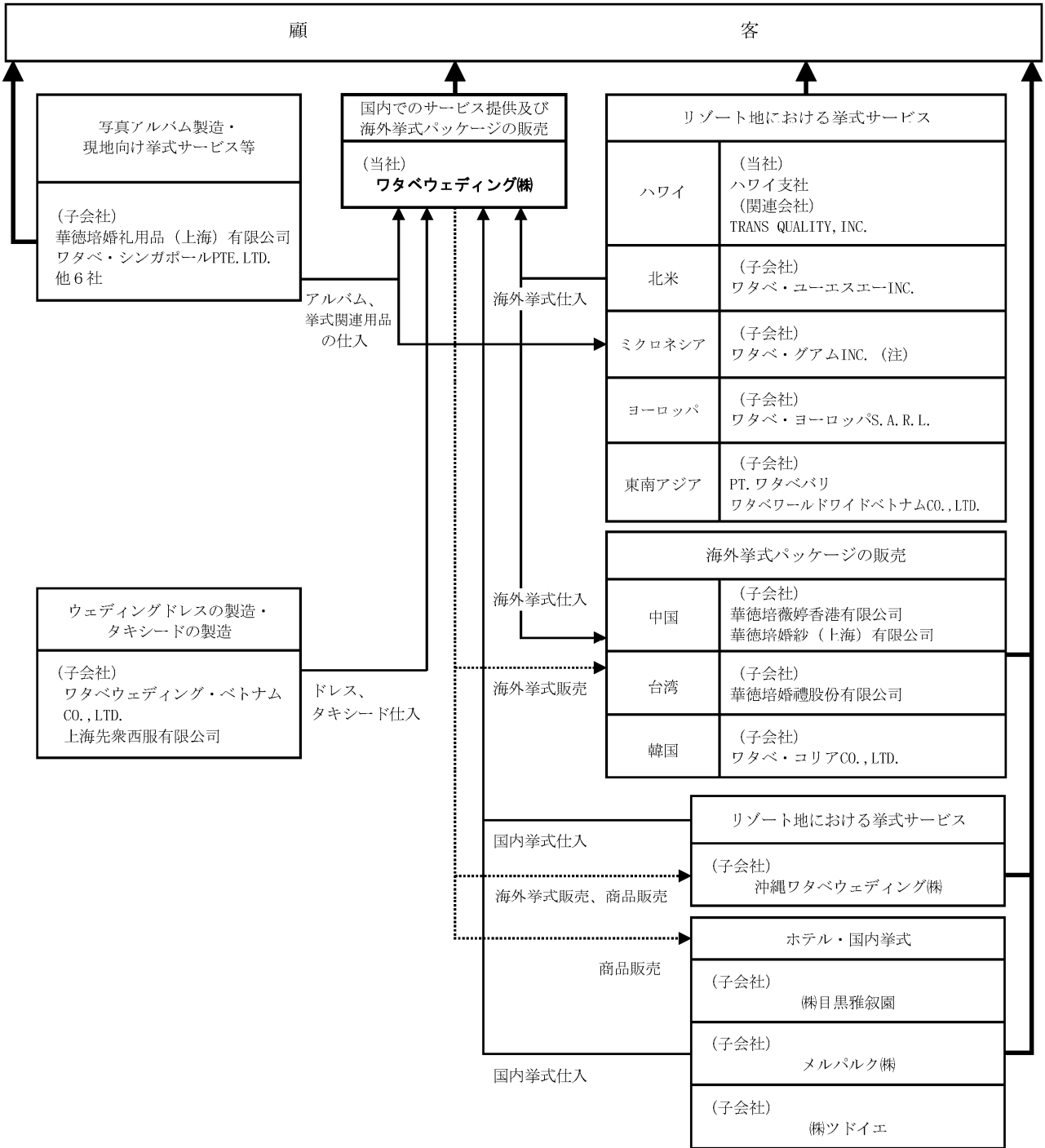
##### ⑦ウェディング関連教育サービス

講師を派遣しての研修サービスを行っております。

#### (2) ホテル・国内挙式

㈱目黒雅叙園やメルパルク(株)に代表される国内のホテルにおける挙式・宴会・宿泊サービスを提供しております。ウェディングドレス・タキシード・写真アルバムの販売、写真美容サービス、衣裳レンタル、結婚関連商品販売などのサービスも提供しております。

以上をまとめた事業系統図は次のとおりであります。



(注) ワタベ・グアムINC. は、ワタベ・ユーエスエーINC. の子会社であります。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金または出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 沖縄ワタベ ウェディング 株式会社 (注) 2	沖縄県那覇市	百万円 50	リゾート挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員1名がその役員を兼務しております。 ② 営業上の取引 同社の国内挙式パッケージの一部を当社が販売しております。また、当社は海外挙式パッケージを同社へ販売しております。 ③ 資金援助 当社はキャッシュ・マネジメントシステムにより資金の貸借取引を行っております。
株式会社 目黒雅叙園 (注) 5, 6	東京都目黒区	百万円 100	ホテル・国内 挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員3名がその役員を兼務しております。 ② 営業上の取引 同社の国内挙式パッケージの一部を当社が販売しております。 ③ 資金援助 当社はキャッシュ・マネジメントシステムにより資金の貸借取引を行っております。
メルパルク 株式会社 (注) 2, 5, 7	東京都港区	百万円 100	ホテル・国内 挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員4名がその役員を兼務しております。 ② 営業上の取引 同社の国内挙式パッケージの一部を当社が販売しております。 ③ 資金援助 当社はキャッシュ・マネジメントシステムにより資金の貸借取引を行っております。
株式会社 ツドイエ	群馬県前橋市	百万円 50	ホテル・国内 挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員1名がその役員を兼務しております。 ② 資金援助 同社に対して資金援助を行っております。
ワタベクリエ ティブスタジオ 株式会社	沖縄県中頭郡	百万円 50	リゾート挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員1名がその役員を兼務しております。
ハワイラバーズ 株式会社	東京都千代田区	百万円 20	リゾート挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員1名がその役員を兼務しております。 ② 資金援助 同社に対して資金援助を行っております。
プロペラユー エスエー琉球 株式会社	沖縄県那覇市	百万円 20	リゾート挙式	100.0 (100.0)	① 役員の兼任状況 当社役員1名がその役員を兼務しております。
株式会社 コンパクトシ ーク	東京都千代田区	百万円 100	リゾート挙式	91.45	① 役員の兼任状況 当社役員3名がその役員を兼務しております。 ② 資金援助 当社はキャッシュ・マネジメントシステムにより資金の貸借取引を行っております。
ジュナイテッド 株式会社	東京都千代田区	百万円 50	リゾート挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員2名がその役員を兼務しております。
ワタベ・ ユーエスエ ーINC. (注) 2	アメリカ合衆国 ネバダ州 ラスベガス市	千米ドル 2,234	リゾート挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員1名がその役員を兼務しております。 ② 営業上の取引 同社の海外挙式パッケージの一部を当社が販売しております。
ワタベ・ グアムINC. (注) 2	アメリカ領グアム	千米ドル 700	リゾート挙式	100.0 (100.0)	① 役員の兼任状況 当社役員1名がその役員を兼務しております。 ② 営業上の取引 同社の海外挙式パッケージの一部を当社が販売しております。 ③ 資金援助 同社に対して資金援助を行っております。
ワタベ・ ヨーロッパ S. A. R. L.	フランス共和国 パリ市	千ユーロ 240	リゾート挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員1名がその役員を兼務しております。 ② 営業上の取引 同社の海外挙式パッケージの一部を当社が販売しております。
ワタベウェ ディング・ベ トナム CO., LTD. (注) 2	ベトナム 社会主義共和国 ドンナイ省 ビエンホア市	千米ドル 3,100	リゾート挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員3名がその役員を兼務しております。 ② 営業上の取引 同社よりウェディングドレス等を仕入れております。

名称	住所	資本金または出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
華徳培婚礼用品(上海)有限公司(注)2	中華人民共和国上海市	百万円 478	リゾート挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員3名がその役員を兼務しております。 ② 営業上の取引 同社より写真アルバム等を仕入れております。 ③ 資金援助 同社から資金援助を受けております。
華徳培婚紗(上海)有限公司(注)2	中華人民共和国上海市	千米ドル 2,300	リゾート挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員3名がその役員を兼務しております。 ② 営業上の取引 当社の海外挙式パッケージの一部を同社が販売しております。
上海先衆西服有限公司	中華人民共和国上海市	百万円 56	リゾート挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員3名がその役員を兼務しております。 ② 営業上の取引 同社よりタキシード等を仕入れております。
華徳培薇婷香港有限公司	中華人民共和国香港特別区香港中環	千香港ドル 6,875	リゾート挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員1名がその役員を兼務しております。 ② 営業上の取引 当社の海外挙式パッケージの一部を同社が販売しております。 ③ 資金援助 同社に対して資金援助を行っております。
ダブリューアンドディープロダクツ,LTD.	中華人民共和国香港特別区香港中環	千香港ドル 2,000	リゾート挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員2名がその役員を兼務しております。
華徳培婚禮股份有限公司	中華民国台湾台北市	千台湾ドル 27,000	リゾート挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員2名がその役員を兼務しております。 ② 営業上の取引 当社の海外挙式パッケージの一部を同社が販売しております。
PT. ワタベバリ	インドネシア共和国バリ州バドゥン県	千米ドル 500	リゾート挙式	95.0	① 役員の兼任状況 当社役員1名がその役員を兼務しております。 ② 営業上の取引 同社の海外挙式パッケージの一部を当社が販売しております。 ③ 資金援助 同社に対して資金援助を行っております。
ワタベ・シンガポールPTE.LTD.(注)2	シンガポール共和国	千シンガポールドル 1,300	リゾート挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員1名がその役員を兼務しております。
クリエイティブスタジオグアム,INC.	アメリカ領グアム	千米ドル 157	リゾート挙式	100.0 (100.0)	① 役員の兼任状況 当社役員1名がその役員を兼務しております。
プロペラユーエスエーINC.	アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市	千米ドル 20	リゾート挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員1名がその役員を兼務しております。
ワタベワールドワイドベトナムCO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国ダナン市	千米ドル 300	リゾート挙式	90.0	① 役員の兼任状況 当社役員1名がその役員を兼務しております。 ② 営業上の取引 同社の海外挙式パッケージの一部を当社が販売しております。
ワタベ・コリアCO.,LTD.	大韓民国ソウル市	千大韓民国ウォン 300,000	リゾート挙式	100.0	① 役員の兼任状況 当社役員1名がその役員を兼務しております。 ② 営業上の取引 当社の海外挙式パッケージの一部を同社が販売しております。
その他2社					

名称	住所	資本金または出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(持分法適用 関連会社) TRANS QUALITY, INC.	アメリカ合衆国 ハワイ州 ホノルル市	千米ドル 250	リゾート挙式	25.5	
(その他の関係 会社) 株式会社千趣会 (注) 3	大阪市北区	百万円 100	通信販売事業	被所有 33.98 (7.99)	① 業務提携 当社は同社と資本業務提携契約を締結しております。 ② 営業上の取引 メルパルク株式会社は同社に宴会サービスを販売しております。 当社、メルパルク株式会社及び株式会社目黒雅叙園は同社より商品を購入しております。
株式会社寿泉	京都市北区	百万円 12	不動産業	被所有25.0	
株式会社 ディアーズ・ ブレイン	東京都港区	百万円 600	ブライダル 事業	被所有7.99	① 業務提携 当社は同社と資本業務提携契約を締結しております。 当社、沖縄ワタベウェディング株式会社、目黒雅叙園及びメルパルク株式会社は同社に業務を委託しております。 ② 営業上の取引 当社は同社に写真アルバム等を販売しております。 メルパルク株式会社は同社に宿泊サービスを販売しております。 株式会社目黒雅叙園は同社に挙式サービスを販売しております。

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、連結子会社及び持分法適用会社の場合、セグメントの名称を記載しております。
2. 沖縄ワタベウェディング株式会社、メルパルク株式会社、ワタベ・ユーエスエーINC.、ワタベ・グアムINC.、ワタベウェディング・ベトナムCO.,LTD.、華徳培婚礼用品(上海)有限公司、華徳培婚紗(上海)有限公司及びワタベ・シンガポールPTE. LTD. は、特定子会社に該当します。
3. 株式会社千趣会は、有価証券届出書及び有価証券報告書を提出しております。
4. 議決権の所有割合または被所有割合の( )内は、間接所有割合または間接被所有割合で内数となっております。
5. 株式会社目黒雅叙園とメルパルク株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	株式会社目黒雅叙園	メルパルク株式会社
(1)売上高	5,440百万円	5,922百万円
(2)経常利益	△2,174百万円	△3,375百万円
(3)当期純利益	△2,433百万円	△3,950百万円
(4)純資産額	△1,651百万円	△3,316百万円
(5)総資産額	3,827百万円	1,810百万円

6. 債務超過会社であり、債務超過の額は2020年12月末時点で1,651百万円となっております。
7. 債務超過会社であり、債務超過の額は2020年12月末時点で3,316百万円となっております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
リゾート挙式	1,483 [306]
ホテル・国内挙式	1,061 [93]
合計	2,544 [399]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[ ]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
647 [231]	36.5	8.6	4,280,648

セグメントの名称	従業員数 (人)
リゾート挙式	647 [231]
ホテル・国内挙式	— [—]
合計	647 [231]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[ ]内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 平均年間給与(税込)は、日本国内就業者のみを対象とし、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、「家族の絆づくり、かけがえのない思い出づくり」という方針のもと「真心の奉仕と知恵ある提案を通じて、すてきな生活文化を創造し、心豊かな社会の実現に貢献すること」を経営基本理念としております。すなわち、当社グループならではの付加価値の高い商品・情報・サービス・ネットワーク・システムの開発に努め、お客様に最高の喜びと感動を提供することにより経営基本理念を実現し、お客様や株主の皆様へ信頼され、社会に貢献できる経営を確立してまいります。

#### (2) 経営戦略等

当社グループは、国内・海外のリゾート地における挙式サービスを行う「リゾート挙式」と国内のホテルにおける挙式・宴会・宿泊サービスと国内ローカル挙式施設における挙式サービスを行う「ホテル・国内挙式」を大きな事業分野として捉え、事業拡大に努めております。その中で、多様化するお客様ニーズに対応できるよう、単一ではなく、総合的にウェディングスタイルを提供できる業態への変容を目的とし、2015年7月に株式会社千趣会及び株式会社ディアーズ・ブレインと資本業務提携契約を締結いたしました。

この資本業務提携により、当社の強みである国内外ネットワーク・集客・製造機能を共通利用することを目的とした「プラットフォーム」を構築し、ブライダルサービス及びブライダルコンテンツの取扱い幅の拡大、さらには結婚式を起点とした生活総合領域までサービスを拡充し、収益向上を図ってまいります。また、「プラットフォーム」を軸としたあらゆるシーンにおいてデジタル化等を推進し、次世代顧客ニーズに対応すると共に、生涯顧客の創出に努めてまいります。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、安定的、永続的に成長するために、従来から「ROE（自己資本当期純利益率）」、「経常利益率」を重要な経営指標としてまいりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による営業収益の大幅な落ち込みにより当連結会計年度に債務超過となっております。資本増強と手元流動性の確保、事業のダウンサイジング等によるコスト削減、及びポストコロナを見据えた事業戦略の展開等により、事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。

#### (4) 経営環境並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

ブライダル市場におきましては、少子化に伴う婚姻組数の減少や、価値観の多様化による結婚式実施率の低下等により、事業環境は近年厳しさを増しております。当連結会計年度におきましては、3月以降の新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、世界各地で緊急事態宣言が発令するなどイベント自粛や海外渡航制限が継続することで、業界全体に深刻な影響を及ぼしております。特に、リゾート挙式市場におきましては、海外渡航制限解除や航空路線の正常化の見通しが不透明であるなど、今後も引き続き大変厳しい環境が継続すると想定されます。

このような事業環境の中、当社グループは「WATABE Sustainable Plan」を策定し、以下のことに取り組んでまいります。

##### ①事業面及び財務面での安定化

当社グループは、当連結会計年度末において債務超過となっており、当該状況の解消のために、資本増強と手元流動性の確保が喫緊の課題となります。様々な資本政策や金融機関からの継続支援を得られる活動、及び新規投資の凍結やコスト削減により事業継続に必要な資金の確保を図ってまいります。

##### ②新型コロナウイルス感染症拡大への対応

当社グループが展開する婚礼・宿泊・飲食・旅行等関連事業は、著しく売上高が減少する一方で、人件費、家賃などの固定費が発生し続け、経営環境の悪化が続いております。その対応として、当社グループは、コロナ禍への迅速な対応とコロナ収束後の収益回復に備えるために「WATABE Sustainable Plan」を策定し、事業構造の徹底的な見直しや人員配置の最適化によるコスト削減及び諸施策で手元流動性を確保するなど経営の安定化に努めてまいります。

##### ③人財の確保・育成

今後の当社グループの更なる発展を支えるべく専門的なスキルを持ち、国内のみならず海外においても付加価値を生み出すことのできる人財の確保・育成に取り組んでまいります。また、社内、グループ内の人財交流を積極的に行い、組織の活性化を図り、中長期的な人財育成の体制を構築してまいります。

## 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の概況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

リスク項目	内容	主要な取り組み
①財務リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業収益の大幅な落ち込みによる債務超過</li> <li>・出入国規制による海外挙式サービス・旅行事業の需要減退</li> <li>・日本国内の緊急事態宣言発令等による婚礼・宿泊・宴会等の需要減退</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「WATABE Sustainable Plan」の策定と推進</li> <li>・資本増強と手元流動性の確保</li> <li>・事業のダウンサイジング等によるコスト削減</li> <li>・ポストコロナを見据えた事業戦略の展開</li> </ul> <p>詳細については「3経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照</p>
②新型コロナウィルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様の当社提供サービス（挙式、旅行、宿泊、宴会、レストラン等）利用意欲の減退</li> <li>・挙式列席者数の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・挙式日延期の無料化</li> <li>・サービス新基準「安心への5つの約束」の発信</li> <li>・WEB接客等のウィズコロナ関連の新サービス提供</li> <li>・GO TOキャンペーン向け商品展開</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員のウィルス感染、健康被害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様、従業員に対する感染者対策等の方針決定、周知徹底</li> <li>・在宅・リモートワーク推進</li> <li>・健康管理フローの周知徹底</li> <li>・資格取得支援、オンライン研修推進</li> </ul>
③グローバルな事業活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各国における法制度の改正によるコスト変動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進出国の分散</li> <li>・定期的な現地情報取得と対策協議</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際紛争やテロ等の発生</li> <li>・様々な感染症を含む自然災害等の発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な現地情報取得</li> <li>・国内における対策本部設置</li> </ul>
④為替変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・為替の変動によるコスト上昇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・為替予約</li> </ul>
⑤情報管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の漏洩</li> <li>・営業情報の漏洩</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内規程やプライバシーポリシーの整備</li> <li>・コンプライアンスに係る社員研修の実施</li> <li>・漏洩時の対応マニュアル整備</li> <li>・セキュリティ管理ツール導入等の社内管理体制の整備</li> </ul>
⑥食の安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒等発生による営業停止</li> <li>・アレルギー食品提供による事故発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部業者による定期検査実施</li> <li>・自主チェックの徹底実施</li> <li>・マニュアル整備と定期研修の実施</li> <li>・対応フローの設定、メニュー表記ルールの徹底</li> </ul>

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、前連結会計年度(2019年12月期)においては堅実に利益を計上し、当連結会計年度(2020年12月期)開始直後は前年同期比を上回る営業収益で推移しておりました。しかし、2020年1月に発生し3月以降拡大した新型コロナウイルス感染症により、当社グループが展開する婚礼・宿泊・飲食・旅行等関連事業は直接悪影響を受け、営業収益は大幅に落ち込み、通期では10,983百万円の営業損失、11,075百万円の経常損失、11,738百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上することとなりました。その結果、当連結会計年度末において863百万円の債務超過となっております。

また、昨年末からは当該感染症が再拡大し、年明けの緊急事態宣言再発出に至り、海外への渡航制限の継続や、GO TOキャンペーンの中断、外出自粛要請などにより当社グループ事業への悪影響は長期化することが予測され、当社グループの2021年度以降の営業収益見通しも不透明な状況となっております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるをえない状況となっております。当社グループは、コロナ禍への迅速な対応とコロナ収束後の収益回復に備えるために「WATABE Sustainable Plan」を策定し、その諸施策を確実に実施してまいりました。

このような中、当社は、2021年3月19日、興和株式会社(以下「割当予定先」)からスポンサー支援を受け、その完全子会社となることを目的として、同日付で割当予定先と出資契約(以下「本出資契約」)を締結しました。また、同日開催の取締役会において、当社は、興和株式会社を割当先とする払込金額の総額20億円の第三者割当による当社普通株式(以下「本新株式」)の発行(以下「本件第三者割当」)を実施すること、当社の株主を割当予定先のみとするために、当社株式5,000,000株を1株に併合し、割当予定先以外の当社株主の皆様に対し、当社株主の皆様が保有する当社株式1株当たり180円の金銭を交付すること(以下「本株式併合」といい、本件第三者割当と併せて、「本件完全子会社化取引」)等について、2021年5月28日開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」)に付議することを決議しています。

当連結会計年度末時点で当社グループが債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあることを踏まえ、本出資契約においては、割当予定先による当社に対するスポンサー支援を実行いただく前提条件として、お取引金融機関による債務免除の合意等を含む事業再生計画案(以下「本事業再生計画案」)を成立させることが定められています。そのため、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、お取引金融機関からかかる債務免除等にご同意いただくべく、2021年3月19日、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下「本事業再生ADR手続」)の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続利用についての正式な申込を行い、同日受理されました。

今後、当社は、本事業再生ADR手続の対象となる全てのお取引金融機関(以下「本対象債権者」)の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議(第1回債権者会議)を2021年4月5日頃に開催し、全ての本対象債権者から「一時停止の通知書」について同意(追認)を得ると共に一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時(会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。)まで延長すること等につきご了承をいただく予定です。その後、当社は、割当予定先及び本対象債権者と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、本事業再生計画案を策定いたします。2021年4月26日頃に事業再生計画案の協議のための債権者会議(第2回債権者会議)を開催し、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明し、2021年5月27日頃に開催予定の本事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。

なお、詳細に関しましては、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 継続企業の前提に関する事項」及び、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 継続企業の前提に関する事項」に記載のとおりです。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、2019年6月27日に開催された第55期定時株主総会において第1号議案「定款一部変更の件」が承認されたことを受けまして、2019年12月期より決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。このため、各セグメントにおける比較につきましては、2019年1月から12月までの12ヶ月間を「前年同一期間」として算出した参考数値と比較しております。

#### ① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、世界的に経済活動が停滞し、企業収益の低下や雇用情勢の悪化が急速に進みました。欧米では一部ワクチンの接種開始や、中国における早期経済活動の再開、日本国内においても各種政策の効果などによる回復の兆しがみられたものの、足元では再び感染拡大が顕在化し、経済の先行きはより一層不透明感を増しております。

当ブライダル業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの婚礼が延期やキャンセルとなるなど、業界全体に深刻な影響を及ぼしており、大変厳しい状況となっております。

「リゾート挙式」においては、新型コロナウイルス感染症拡大による世界各国での出入国規制や渡航制限の影響を受け、2020年2月後半以降、当社が取扱う海外ウェディング実行エリアの全挙式施設の催行が不能となりました。沖縄においては、同年4月の緊急事態宣言発令期間中は挙式運営を一時休止したものの、同年6月からの稼働再開後は徐々に回復傾向へと向かいました。しかしながら、感染症再拡大によりその勢いも鈍化し、当期に実行予定の多くの挙式が延期及びキャンセルとなりました。このような状況下、ウイズコロナに対応すべく様々な施策を進めてまいりました。感染拡大防止に努めるべく、コロナ禍における接客サービスの新基準「安心への5つの約束」を制定し、ガイドラインに沿った対応を実践いたしました。販売面においては、来店不要型のWEBサービス「リゾ婚オンラインカウンター」の接客体制を強化し、実店舗とオンラインそれぞれの特性を活かしたチャネル戦略を展開し、オンラインの利用者数が前年に比べ大幅に増加いたしました。他方、フォト事業では、コロナ禍において挙式延期やキャンセルをされたカップルのフォト需要を捉えた商品展開や集客施策を実施し、全国のフォトスタジオの利用及び受注が好調に推移いたしました。

「ホテル・国内挙式」におきましては、ホテル雅叙園東京、メルパーク共に、2020年4月の緊急事態宣言発令期間中は、施設毎に休業及び一部営業自粛などの対応を実施いたしました。宣言解除後、婚礼においては一組当たりの列席人数が減少しているものの、実行件数は徐々に回復基調へと向かいました。また、宿泊・レストランなどの館内施設の利用については、国内需要をターゲットとした営業施策を展開し、GO TOキャンペーン政策の追い風もあり一時回復をみせるものの、年末の感染症再拡大の影響を受け、再び低迷いたしました。

以上の施策を展開すると共に、役員報酬の減額をはじめとした人件費や広告宣伝費の抑制、賃料減額交渉など、様々な費用削減対策を実施いたしました。また、このような厳しい経営環境が一定期間続くことを想定し、2020年6月に、コロナ禍へ迅速な対応とコロナ収束後の収益回復に備えるため「WATABE Sustainable Plan」を策定し、当社グループ全体で更なる対策を推進いたしました。運営効率化や固定費削減を図るべく、一部のリゾート挙式販売店並びに海外エリアの閉鎖・譲渡の実施、また、それら施策に伴う人員構成の最適化として希望退職の募集を行いました。さらに、取引金融機関からの借入や自社保有資産の売却を実施し、手元流動性確保に努めるなど、経営安定化に資する財務政策を進めました。

以上の結果、当社グループの業績は、売上高19,678百万円（前年同一期間比61.1%減）、営業損失10,983百万円（前年同一期間営業利益629百万円）、経常損失11,075百万円（前年同一期間経常利益886百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失11,738百万円（前年同一期間親会社株主に帰属する当期純利益208百万円）となりました。



(単位：百万円)

	前年同一期間（参考） （自2019年1月1日 至2019年12月31日）	2020年12月期 （自2020年1月1日 至2020年12月31日）	増減率 （%）
売上高	50,567	19,678	△61.1
営業利益又は 営業損失（△）	629	△10,983	—
経常利益又は 経常損失（△）	886	△11,075	—
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	208	△11,738	—

a. 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ915百万円増加し、26,003百万円となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ12,918百万円増加し、26,867百万円となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ12,002百万円減少し、863百万円の債務超過となりました。

b. 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高19,678百万円、営業損失10,983百万円、経常損失11,075百万円、親会社株主に帰属する当期純損失11,738百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。なお、以下の数値は、セグメント間の取引消去後となっております。

(a) リゾート挙式

新型コロナウイルス感染症拡大による、海外挙式催行中止の影響を大きく受け、挙式組数が大幅に減少した結果、売上高8,298百万円（前年同一期間比63.0%減）となりました。利益面では、不要不急の投資を抑えつつ、広告宣伝費や人件費を削減するものの、売上高の大幅な減少により、セグメント損失4,505百万円（前年同一期間セグメント損失79百万円）となりました。

(b) ホテル・国内挙式

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、婚礼・宿泊・宴会利用が大幅に減少した結果、売上高11,379百万円（前年同一期間比59.5%減）となりました。利益面では、人件費や広告宣伝費削減など執行費用コントロールに努めるものの、売上高の大幅減少により、セグメント損失6,558百万円（前年同一期間セグメント利益651百万円）となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローが11,774百万円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローが533百万円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローが16,031百万円の収入となり、この結果、当連結会計年度の現金及び現金同等物（以下「資金」という）期末残高は、期首より4,574百万円増加し、9,188百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は11,774百万円となりました。これは、税金等調整前当期純損失11,025百万円等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は533百万円となりました。これは、有形固定資産の売却による収入2,315百万円等があった一方で、有形固定資産の取得による支出1,304百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は16,031百万円となりました。これは、短期借入金の純増加額16,600百万円等があったことによるものであります。

### ③生産、受注及び販売の実績

#### a. 生産実績

品目	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	前年同期比 (%)
ウェディングドレス	6千着	—
タキシード	3千着	—
アルバム	36千冊	—

(注) 2019年6月27日に開催された定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されたことを受けまして、2019年12月期より決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、決算期変更の経過期間となる2019年12月期は2019年4月1日から2019年12月31日までの9ヶ月決算となりますので、前年同期比は記載しておりません。

#### b. 受注実績

当社グループの営業は、当社製品であるウェディングドレスを受注生産するとともに、挙式関連サービス及び国内における貸衣裳を事前受注していますが、商品販売及び海外における貸衣裳は店頭販売しています。そのため、販売実績と整合する受注及び受注残高を表示出来ないため、受注実績は記載しておりません。

#### c. 販売実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	前年同期比 (%)
リゾート挙式 (百万円)	8,298	—
ホテル・国内挙式 (百万円)	11,379	—
合計	19,678	—

(注) 1. 2019年6月27日に開催された定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されたことを受けまして、2019年12月期より決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、決算期変更の経過期間となる2019年12月期は2019年4月1日から2019年12月31日までの9ヶ月決算となりますので、前年同期比は記載しておりません。

2. セグメント間の取引については相殺消去しております。

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. 販売実績が総販売実績の10%以上の相手先はありません。

#### (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

また、2019年6月27日に開催された第55期定時株主総会において第1号議案「定款一部変更の件」が承認されたことを受けまして、前連結会計年度より決算期を従来の3月31日から12月31日に変更いたしました。

これに伴い、決算期変更の経過期間となる前連結会計年度は2019年4月1日から2019年12月31日までの9ヶ月間の変則決算となりますので、経営成績等連結損益計算書に関する対前連結会計年度増減率は記載しておりません。

#### ①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たり、見積りが必要となる事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っております。

詳細につきましては「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる事項」に記載のとおりであります。

## ②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

### a. 経営成績等

#### 1) 財政状態

##### (資産合計)

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ915百万円増加し26,003百万円（前連結会計年度末は25,087百万円）となりました。これは、現金及び預金の増加4,574百万円などにより流動資産が4,357百万円増加した一方で、建物及び構築物（純額）の減少1,253百万円などにより有形固定資産が2,156百万円減少し、投資その他の資産の繰延税金資産の減少593百万円やその他の減少622百万円などにより投資その他の資産が1,235百万円減少したことなどによるものであります。

##### (負債合計)

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ12,918百万円増加し26,867百万円（前連結会計年度末は13,948百万円）となりました。これは、短期借入金の増加16,600百万円などにより流動負債が13,884百万円増加した一方で、退職給付に係る負債が1,176百万円減少したことによる固定負債の減少965百万円などによるものであります。

##### (純資産合計)

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末11,138百万円より12,002百万円減少し863百万円の債務超過となりました。これは、利益剰余金が12,385百万円減少した一方で、土地再評価差額金が568百万円増加したことなどによるものであります。

#### 2) 経営成績

##### (売上高)

新型コロナウイルス感染症拡大により、リゾート挙式セグメントにおいて、海外挙式催行中止の影響を大きく受け、挙式組数が大幅に減少しました。また、ホテル・国内挙式セグメントにおいても新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、婚礼・宿泊・宴会利用が大幅に減少した結果、当連結会計年度の売上高は19,678百万円となりました。

##### (売上原価、販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の売上原価は、前連結会計年度と同水準の原価率を維持し6,709百万円となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大による売上高の減少を補うべく不要不急の投資を抑えつつ、広告宣伝費や人件費を削減するなど費用削減に努めましたが、当連結会計年度の販売費及び一般管理費は23,951百万円となりました。

##### (親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は、営業外費用に為替差損を計上したことや、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い特別利益に助成金収入や固定資産売却益を、特別損失に臨時休業等による損失や施設店舗整理損、減損損失を計上したことなどにより11,738百万円となりました。

#### 3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

### b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループは、日本の顧客に対し、海外でサービスを提供することが多いことから、当社と海外子会社との間の取引が多くなっております。海外挙式においては日本での外部売上に対応する原価は海外での外部仕入れとなり、外貨建ての決済が多いことから為替変動の影響を大きく受けます。

前連結会計年度に比較して円安になった場合は、売上原価が増加し利益を圧迫することになります。逆に円高になった場合は、売上原価が減少することにより利益に貢献することになります。

また、日本における少子化の進行や結婚式実施率の低下は将来の婚姻組数の減少となり、ブライダル業界全体のマーケット規模が縮小し、当社グループ全体の売上に重要な影響を与える可能性があります。

さらに、当連結会計年度におきましては、3月以降拡大した新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、世界各地で緊急事態宣言が発令するなどイベント自粛や海外渡航制限が継続することで、業界全体に深刻な影響を及ぼしております。特に、リゾート挙式市場におきましては、海外渡航制限解除や航空路線の正常化の見通しが不透明であるなど、今後も引き続き大変厳しい環境が継続すると想定されます。

c. 資本の財源及び資金の流動性

資金需要

当社グループの事業活動における資金需要は、運転資金需要と設備資金需要があります。運転資金需要としては、リゾート挙式事業及びホテル・国内挙式事業における仕入、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。また、設備資金需要としては、リゾート挙式事業における挙式施設の建設や、ホテル・国内挙式事業における施設のリノベーション等によるものであります。

財務政策

当社グループは、運転資金及び設備資金について、国内、海外子会社のものを含め当社において一元管理しております。

また、国内子会社においては、キャッシュ・マネジメントシステムにより当社グループ内での余剰資金の有効活用を図っております。

運転資金については、内部資金より充当し、不足が生じた場合は短期借入金で調達を行っております。また、設備資金については、内部資金で不足する場合は長期借入金により調達を行っております。

d. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、株主の皆様への投資の期待に応える収益性の高い経営を目指しており、従来から「ROE（自己資本当期純利益率）」、「経常利益率」を重要な経営指標と認識いたしております。これら指標の改善を目指して、効率的な経営に努めた結果、前連結会計年度までは下表のとおり「ROE（自己資本当期純利益率）」は改善傾向にあり、「経常利益率」は2017年3月期以降同率で安定的に推移しております。

しかしながら、当連結会計年度は新型コロナウイルス感染症拡大を受けて大幅に悪化いたしました。

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2019年12月期	2020年12月期
ROE	1.2%	1.6%	2.1%	6.5%	△228.6%
経常利益率	1.5%	1.5%	1.5%	3.5%	△56.3%

e. セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

[リゾート挙式]

新型コロナウイルス感染症拡大による、海外挙式催行中止の影響を大きく受け、挙式組数が大幅に減少した結果、売上高8,298百万円となりました。利益面では、不要不急の投資を抑えつつ、広告宣伝費や人件費を削減するものの、売上高の大幅な減少により、セグメント損失4,505百万円となりました。

[ホテル・国内挙式]

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、婚礼・宿泊・宴会利用が大幅に減少した結果、売上高11,379百万円となりました。利益面では、人件費や広告宣伝費削減など執行費用コントロールに努めるものの、売上高の大幅減少により、セグメント損失6,558百万円となりました。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

##### (1) 資本業務提携契約

当社は、株式会社千趣会及びその完全子会社である株式会社ディアーズ・ブレインとの間において2015年7月24日付で資本業務提携契約を締結しており、その内容は次のとおりであります。

契約締結先	内容	業務提携の内容
株式会社千趣会 株式会社ディアーズ・ブレイン	資本提携 株式会社千趣会 当社株式の保有 2,575,500株 (被所有割合) 発行済株式総数の25.99% 株式会社ディアーズ・ブレイン 当社株式の保有 792,400株 (被所有割合) 発行済株式総数の7.99%	①運営ノウハウ等のアライアンス構築のための相互協力 ②ウェディング関連の商品、サービスの拡充、共同開発に向けた相互協力 ③集客、製造機能のプラットフォーム構築のための相互協力 ④生活総合領域の顧客開拓のための相互協力 ⑤新郎新婦向けの新生活ニーズに応える生活総合領域のマーケティング、販促及び商品・サービスの開発における相互協力 ⑥海外展開の本格化を見据えた相互協力 ⑦上記を推進するため、業務提携推進委員会を設置

##### (2) 賃貸借契約

契約会社名	相手方の名称	契約施設	契約種類	契約期間
ワタベウェディング株式会社(当社)	日本郵政株式会社	メルパルク11施設	定期建物賃貸借契約(注)	2015年10月1日 ～ 2022年9月30日

(注) 契約期間中に解約した場合、未経過期間の賃料に相当する額を相手方に支払うこととなっております。

#### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループでは、顧客需要に応えるべく、販売網の拡充、挙式施設の増強を中心に、総額1,711百万円の設備投資を実行いたしました。

リゾート挙式においては、店舗として「銀座サロン」・「札幌店」・「仙台店」等の移転等を行ったほか、基幹システム等への投資を含め、1,420百万円の設備投資を実施しました。

ホテル・国内挙式においては、ホテル雅叙園東京の衣裳サロン等の改装等を行い、290百万円の設備投資を実施しました。

なお、上記設備投資額には、無形固定資産への投資額を含めて記載しております。

また、経営資源の有効活用及び財務体質の向上を図るため、当社の保有するリゾート挙式用の土地建物の一部を売却いたしました。

#### 2【主要な設備の状況】

2020年12月31日現在における当社グループの主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			貸衣裳 (百万円)	建物及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (京都市中京区)	リゾート挙式	統括業務施設 基幹システム	43	46	—	1,265	1,355	11 [2]
東京事務所 (東京都千代田区)	リゾート挙式	統括業務施設	—	59	—	52	112	134 [15]
東京グランドプラザ (東京都中央区) 他グランドプラザ等7店	リゾート挙式	店舗販売設備	—	252	—	57	310	140 [16]
アニバーサリーコート ラシーネ (群馬県前橋市)	ホテル・国内挙式	挙式宿泊 運営施設	—	50	329 (7,714)	4	383	13 [8]
ハワイ支社 (米国ハワイ州ホノルル市)	リゾート挙式	挙式運営施設 店舗販売設備	2	1,625	—	622	2,249	90 [58]

##### (2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				貸衣裳 (百万円)	建物及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
沖縄ワタベウェディング株式会社	本社他 (沖縄県那覇市)	リゾート 挙式	挙式運営施設 店舗販売設備	6	71	—	83	162	175 [9]
株式会社目黒雅叙園	本社他 (東京都目黒区)	ホテル・ 国内挙式	挙式宿泊 運営施設	41	2,067	—	379	2,489	427 [20]
メルパルク株式会社	本社他 (東京都中央区)	ホテル・ 国内挙式	挙式宿泊 運営施設	—	33	249 (850)	—	282	621 [55]

(3) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				貸衣裳 (百万円)	建物及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
ワタベ・グアムINC.	本社 (アメリカ領 グアム)	リゾート 挙式	挙式運営施設 店舗販売設備	1	110	841 (2,407)	12	966	51 [19]
ワタベウェディング・ ベトナムCO.,LTD.	本社 (ベトナム社会 主義共和国ド ンナイ省ビエ ンホア市)	リゾート 挙式	工場	—	110	—	55	165	258 [—]
ワタベ・ シンガポール PTE. LTD.	本社 (シンガポ ール共和国)	リゾート 挙式	挙式運営施設 店舗販売設備	—	11	—	163	174	18 [—]
華徳培婚礼用品 (上海)有限公司	本社 (中華人民共 和国上海市)	リゾート 挙式	工場	—	7	—	123	130	147 [8]

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は建設仮勘定及び無形固定資産を含んでおります。

なお、金額には消費税等を含んでおりません。

2. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	リース期間 (年)	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
挙式施設 (京都市左京区)	ホテル・国内挙式	建物 (所有権移転外ファイナンス・リース)	20	27	112
挙式施設 (東京都目黒区他)	ホテル・国内挙式	建物、挙式施設用什器・備品 (オペレーティング・リース)	5~13	2,364	6,070

3. 提出会社の本社、国内93事業所及び海外32事業所については、土地及び建物の一部を賃借しており、それらの年間賃借料は2,726百万円であります。

4. 従業員数の [ ] は、臨時従業員数を外書しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、経済情勢、業界の動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は基本的に連結会社各社で個別に策定しておりますが、計画策定に当たっては当社の取締役会において提出会社を中心に調整を図っております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、売却計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	22,000,000
計	22,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2021年3月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,909,400	9,909,400	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	9,909,400	9,909,400	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### ①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### ②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### ③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2007年4月1日～ 2008年3月31日 (注)	24,500	9,909,400	17	4,176	17	4,038

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

#### (5)【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	15	19	61	22	12	3,291	3,420	—
所有株式数 (単元)	—	3,345	797	60,208	10,081	635	23,998	99,064	3,000
所有株式数の 割合 (%)	—	3.38	0.80	60.78	10.18	0.64	24.22	100.00	—

(注) 自己株式626株は、「個人その他」に6単元及び「単元未満株式の状況」に26株を含めて記載しております。



## (6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社千趣会	大阪市北区同心1丁目6番23号	2,575	25.99
株式会社寿泉	京都市北区上賀茂畔勝町61番地2	2,477	25.00
株式会社ディアーズ・ブレイン	東京都港区芝公園2丁目6-3	792	7.99
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人 BOFA証券株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目4-1)	756	7.62
ワタベウエディング従業員持株会	京都市上京区烏丸通出水上る桜鶴岡町361番地	296	2.98
ワタベウエディング取引先持株会	京都市上京区烏丸通出水上る桜鶴岡町361番地	236	2.38
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8-12	196	1.98
前澤 友作	千葉県稲毛区	93	0.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	80	0.80
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ-1309 (常任代理人 野村證券株式会社)	10 MARINA BOULEVARD MARINA BAY FINANCIAL CENTRE TOWER 2 #36-01 SINGAPORE 018983 (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	77	0.78
計	—	7,581	76.51

(注) 上記信託銀行の所有株式数は、すべて信託業務に係るものであります。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,905,800	99,058	—
単元未満株式	普通株式 3,000	—	—
発行済株式総数	9,909,400	—	—
総株主の議決権	—	99,058	—

## ② 【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ワタベウエディング 株式会社	京都市上京区 烏丸通出水上る 桜鶴岡町361番地	600	—	600	0.00
計	—	600	—	600	0.00

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 ( — )	—	—	—	—
保有自己株式数	626	—	626	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益配分を経営の重要課題と認識し、安定的配当の継続を基本としつつ、連結業績、財務体質の強化、事業戦略等を勘案し、分配可能額の範囲内で配当を実施することを基本方針としております。

また、当社は配当を中間配当（基準日は毎年6月30日とする。）と期末配当（基準日は毎年12月31日とする。）の年2回行うことを基本としており、その決定は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める」旨を定款に定め取締役会で行っております。

しかしながら、当期におきましては、多額の損失を計上した業績等を考慮いたしまして、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきます。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

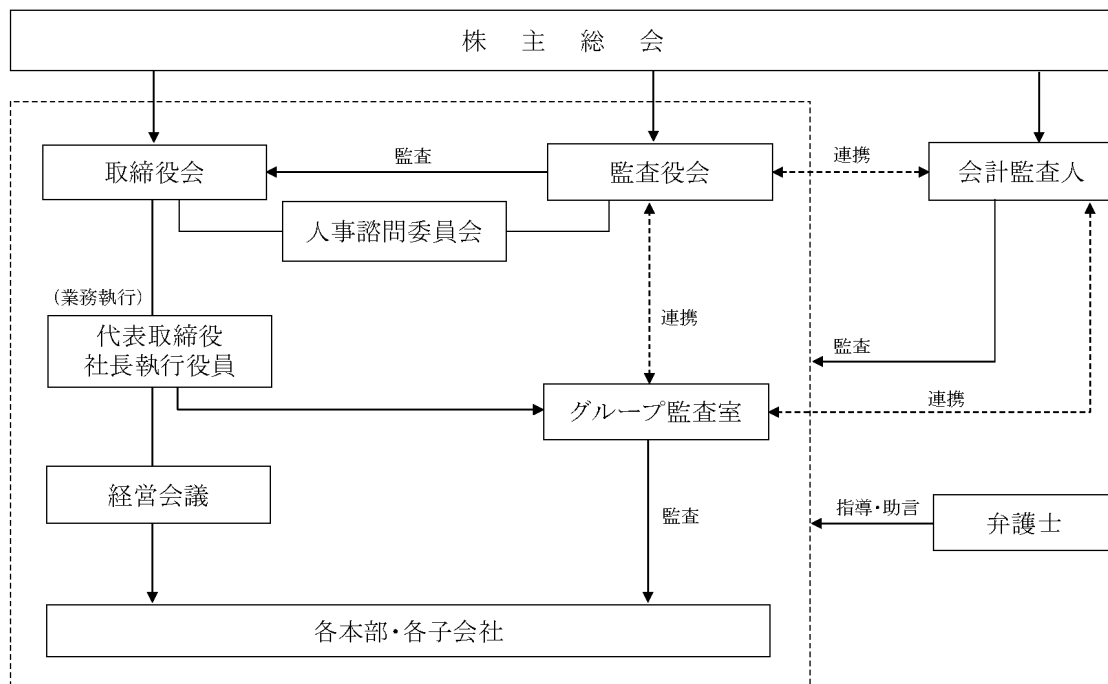
###### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、社会的責任を果たし、株主をはじめ全てのステークホルダーからの信頼に応え、企業価値を最大限に高めていく継続的な企業努力が必要であると考えております。そのためには、経営の透明性及び効率性の確保、積極的かつ迅速な情報開示、アカウンタビリティの強化等の内部統制機能の充実が経営の重要課題のひとつであると認識しております。

###### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### イ. 企業統治の体制

当社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制は下記のとおりであります。



###### ロ. 企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、経営の重要な意思決定機関として位置付けており、取締役9名（うち社外取締役5名）で構成しております。毎月1回定期的に開催する取締役会には、全取締役が出席し、付議された事項について十分に討議された後、決議しております。また、業務執行における意思決定の迅速化と効率化を図るために、社長執行役員、執行役員、社長執行役員の命を受けた本部長、部室長等で構成する経営会議を月1回開催しております。

当社では、より効率的な業務を行うため執行役員制度を採用しております。

当社は経営モニタリング機能として監査役会制度を採用し、常勤1名を含む4名の監査役（うち社外監査役4名）で構成しております。監査役は取締役会をはじめ、重要な会議に出席し公正な経営監視体制をとっており、また、会計監査人との連携を密にし、会計監査報告を定期的に受け、監査機能の強化に努めております。

経営の透明性の向上及び判断の客観性を高めるため、取締役会にて選任された取締役及び社外取締役で構成する人事諮問委員会を取締役会及び監査役会の諮問機関として設置し、取締役、執行役員、監査役の候補者の人選に関する事項や取締役、執行役員の報酬及び賞与に関する事項等について答申し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

顧問弁護士は、弁護士事務所と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

###### ハ. 企業統治の体制を採用する理由

当社は継続的な企業価値向上のため、独立性の確保された社外取締役5名を選任するとともに、4名の監査役からなる監査役会設置会社を採用しております。

その理由として、社外取締役による経営監視の機能強化と、取締役の職務執行を監査する監査役によるモニタリングにより、透明性の高い経営を通して企業価値を最大限に高め、株主に対するアカウンタビリティが確保されると考えております。

### ③ 企業統治に関するその他の事項

#### イ. 内部統制システムの整備の状況

当社は取締役会において、内部統制システムの基本方針を決議いたしました。この基本方針に基づいて、グループ管理本部長の指揮の下、内部統制システムの整備・向上に努めております。

代表取締役社長直轄の独立した内部監査部門であるグループ監査室（4名）を設置し、当社グループにおける適正な業務の運営が確保されるようモニタリングを行っております。さらに、業務の有効性と効率性を確保するため、継続的な改善を進め内部統制システムの強化を図っております。

#### ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、近年巨大化・複雑化し経営に重大な影響を与える各種リスクについて、その把握と早期解決の重要性を認識しております。リスク管理を効果的かつ効率的に実施するため、「リスク管理規程」を制定し、全グループに適用しております。事業上のリスク等、経営上重要な事項については代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、迅速な課題解決と再発防止に取り組んでおります。また、災害リスク等については総務部で、お客様からのクレームやご意見に対しては事業本部QC・CSグループ及び総務部で、それぞれ適切に対応し、管理するよう全社的なリスクマネジメント体制を構築いたしました。

#### ハ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について定期的に報告を受けております。当社グループにおいて、「経営基本理念」、「ワタベウエディング倫理憲章」を共有し、コンプライアンス及びリスク管理に関する規程の周知徹底を図っております。また、「関係会社管理規程」に子会社における当社への承認及び報告すべき事項を定め、グループ内の業務の適正な管理を行っております。

#### ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役高橋理人氏、森川さゆり氏及び山崎想夫氏並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める額としております。

#### ホ. 取締役の定数

当社の取締役は、12名以内とする旨定款に定めております。

#### ヘ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

#### ト. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、配当政策及び資本政策を機動的に行うことを目的とするものであります。

#### チ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

男性12名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 会長	渡部 秀敏	1966年10月25日生	1989年4月 第二電電株式会社(現KDDI株式会社)入社 1992年10月 当社入社 2002年12月 ハワイ支社長 2005年6月 執行役員営業企画本部長 2006年6月 取締役海外挙式事業本部長 2008年3月 取締役営業統括担当兼グスティネーション挙式事業本部長 2008年6月 代表取締役社長 2013年9月 代表取締役社長執行役員 2014年4月 代表取締役会長 2018年6月 取締役会長(現任)	(注)3	38
代表取締役 社長執行役員	花房 伸晃	1955年3月2日生	1988年3月 全日空エンタプライズ株式会社(現IHG・ANA・ホテルズグループジャパン合同会社)入社 2002年7月 同社業績管理本部業績管理部ディレクター 2005年2月 株式会社イシン・ホテルズ・グループ入社 2005年10月 同社財務経理統括本部長 2006年4月 当社入社 2009年6月 執行役員国内挙式事業担当 2010年11月 執行役員管理本部長 2012年6月 取締役管理本部長 2013年9月 代表取締役副社長執行役員管理本部長 2014年4月 代表取締役社長執行役員(現任)	(注)3	2
取締役 上席執行役員	小岸 弘和	1961年9月22日生	1986年4月 株式会社リクルート入社 2001年6月 株式会社マネジメントウィザード(現株式会社ディアーズ・ブレイン)設立、同社代表取締役(現任) 2015年10月 当社上席執行役員 2016年6月 取締役上席執行役員事業本部長兼製造本部長 2018年1月 取締役上席執行役員事業本部長兼プラットフォーム事業本部長 2019年1月 取締役上席執行役員事業本部長兼コンテンツ事業本部長 2019年4月 取締役上席執行役員エリア事業本部長兼コンテンツ事業本部長 2021年1月 取締役上席執行役員(現任) (重要な兼職の状況) 沖縄ワタベウェディング株式会社代表取締役社長 株式会社ディアーズ・ブレイン代表取締役 株式会社プラネットワーク代表取締役	(注)3	5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役員	黒谷 和喜	1966年8月30日生	1988年4月 新神戸開発株式会社（現IHG・ANA・ホテルズグループジャパン合同会社）入社 1997年4月 株式会社阪神ホテルシステムズ入社 2009年12月 株式会社テイクアンドグヴ・ニーズ入社 2011年6月 同社執行役員 2013年6月 株式会社プライズワード代表取締役社長 2014年6月 株式会社テイクアンドグヴ・ニーズ取締役 2016年3月 株式会社プラスアイ入社 2016年10月 当社出向 事業本部副本部長 2019年4月 国内事業本部長 2019年6月 当社取締役執行役員（現任）	(注) 3	1
取締役	梶原 健司	1961年6月20日生	1988年8月 株式会社千趣会入社 2009年1月 同社執行役員ファッション事業本部副本部長 2010年1月 同社ベルメゾンネット推進室長 2011年1月 同社EC事業本部副本部長、EC事業本部EC事業企画部長 2011年8月 同社EC事業本部EC販売企画部長 2013年1月 同社販売企画本部副本部長 2014年1月 同社ファッション事業本部長 2015年3月 同社取締役執行役員 2015年4月 同社ファッション事業本部長、SPAブランド事業本部長 2015年8月 同社ファッション事業本部長 2016年1月 同社東京本社代表、事業開発本部長 2016年7月 株式会社千趣会チャイルドケア代表取締役社長 2017年1月 株式会社千趣会東京本社代表、事業開発担当 2018年11月 同社代表取締役社長執行役員、総務、経営企画担当 2019年1月 同社代表取締役社長（現任） 2019年6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社千趣会代表取締役社長	(注) 3	—
取締役	高橋 哲也	1971年6月3日生	1994年4月 株式会社千趣会入社 2016年1月 同社経営企画本部経営企画部部長代理 2017年1月 同社経営企画部部長代理 2019年1月 同社コーポレート本部長（現任） 2019年6月 当社取締役（現任） 2020年3月 株式会社千趣会取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社千趣会取締役 コーポレート本部長	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	高橋 理人	1959年4月24日生	1982年4月 株式会社リクルート入社 2007年9月 楽天株式会社入社 2007年10月 同社執行役員 2011年10月 同社常務執行役員 2013年6月 株式会社LIFULL社外取締役(現任) 2017年1月 株式会社マッシュアッププラス設立、同社代表取締役(現任) 2018年6月 当社取締役(現任) 2018年6月 Fringe81株式会社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社マッシュアッププラス代表取締役 株式会社LIFULL社外取締役 Fringe81株式会社社外取締役	(注) 3	1
取締役	森川 さゆり	1965年3月13日生	1987年4月 株式会社リクルート入社 1996年4月 同社ゼクシィ編集長 2000年7月 株式会社リクルート・アバウトドットコム・ジャパン(現株式会社オールアバウト) 転籍 2002年4月 同社メディアプロデュース部門ジェネラルマネージャー兼All About Japan編集長 2004年4月 同社メディアプロデュース部門オフィサー兼All About Japan編集長 2004年6月 同社取締役兼All About編集長 2010年10月 株式会社プラス・ビジュアル設立 同社代表取締役(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社プラス・ビジュアル代表取締役	(注) 3	2
取締役	山崎 想夫	1958年10月29日生	1985年9月 港監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所 1990年10月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1995年10月 株式会社AGSコンサルティング入社 1998年10月 山崎公認会計士事務所開設 2004年3月 株式会社AGSコンサルティング取締役 2009年9月 AGS税理士法人代表社員 2014年3月 株式会社GGパートナーズ設立 同社代表取締役(現任) 2014年3月 山崎公認会計士事務所代表(現任) 2015年6月 フリュー株式会社社外監査役(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社GGパートナーズ代表取締役 山崎公認会計士事務所代表 フリュー株式会社社外監査役	(注) 3	2

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)	斎藤 一雄	1949年10月11日生	1973年4月 株式会社京都銀行入行 1999年10月 同行秘書室長 2001年6月 同行検査部長 2003年4月 同行業務監査部長 2005年6月 同行事務部長 2007年6月 同行執行役員リスク統轄部長 2009年6月 同行監査役 2011年6月 同行常任監査役 2013年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社目黒雅叙園監査役 メルバルク株式会社監査役	(注) 5	8
監査役	佐伯 照道	1942年12月28日生	1968年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 1973年4月 八代・佐伯・西垣法律事務所(現弁護士法人北浜法律事務所)設立、パートナー弁護士(現任) 2002年4月 大阪弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 近畿弁護士連合会理事長 2004年4月 国立大学法人京都大学監事 2005年4月 財団法人法律扶助協会副会長 大阪府建設工事紛争審査会会長 2005年10月 大阪府入札監視委員会委員長 2006年4月 日本司法支援センター大阪地方事務所所長 2012年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 岩井コスモホールディングス株式会社社外取締役 フジテック株式会社社外取締役	(注) 4	5
監査役	中野 雄介	1969年5月15日生	2002年4月 公認会計士登録 2005年7月 清友監査法人代表社員(現任) 2010年1月 中野公認会計士事務所所長(現任) 2016年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 清友監査法人代表社員 中野公認会計士事務所所長 株式会社エスケーエレクトロニクス社外取締役(監査等委員) NISSHA株式会社社外監査役	(注) 4	2
監査役	牧 直樹	1974年11月6日生	2000年10月 弁護士登録(大阪弁護士会) 2000年10月 北浜法律事務所(現弁護士法人北浜法律事務所)入所 2008年10月 樹陽法律事務所設立パートナー弁護士(現任) 2021年3月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 樹陽法律事務所パートナー弁護士	(注) 5	—
計					66

- (注) 1. 取締役梶原健司、高橋哲也、高橋理人、森川さゆり及び山崎想夫は、社外取締役であります。
2. 監査役斎藤一雄、佐伯照道、中野雄介及び牧直樹は、社外監査役であります。
3. 2021年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2020年3月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 2021年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 取締役森川さゆりの戸籍上の氏名は、藤山さゆりであります。



## ② 社外役員の状況

当社の社外取締役は5名、社外監査役は4名であります。

社外取締役には、経営監視のみならず、専門的な視点からの経営判断へのアドバイス等を期待しております。社外取締役の選任については、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断し、取締役9名のうち5名を選任しております。

社外監査役には、会社経営の会計・税務に関する専門知識や幅広い見識を活かした適正な監査を実施することを期待しております。また定期的に代表取締役社長執行役員と意見交換を行っております。社外監査役の選任については、会社法上の要件に基づき社外監査役4名を選任しております。

社外取締役 梶原健司氏は、株式会社千趣会の代表取締役社長であります。株式会社千趣会は、当社の主要株主及び資本業務提携先であります。また、「① 役員一覧」に記載のとおり当社株式は保有しておりません。

社外取締役 高橋哲也氏は、株式会社千趣会の取締役コーポレート本部長であります。株式会社千趣会は、当社の主要株主及び資本業務提携先であります。また、「① 役員一覧」に記載のとおり当社株式は保有しておりません。

社外取締役 高橋理人氏は、株式会社マッシュプラスの代表取締役、株式会社L I F U L Lの社外取締役、F r i n g e 8 1株式会社の社外取締役であります。当社と各社との間には特別の関係はありません。また、「① 役員一覧」に記載のとおり当社株式は保有しておりますが、僅少であり、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他特別の利害関係はありません。

社外取締役 森川さゆり氏は、株式会社プラス・ビジュアの代表取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。また、「① 役員一覧」に記載のとおり当社株式は保有しておりますが、僅少であり、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他特別の利害関係はありません。

社外取締役 山崎想夫氏は、株式会社GGパートナーズの代表取締役、山崎公認会計士事務所の代表、フリュー株式会社社外監査役であります。当社と各社との間には特別の関係はありません。また、「① 役員一覧」に記載のとおり当社株式は保有しておりますが、僅少であり、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他特別の利害関係はありません。

社外監査役 斎藤一雄氏は、当社の主要な借入先である株式会社京都銀行の元監査役であり、当社は当該銀行より借入を行っております。また、「① 役員一覧」に記載のとおり当社株式を保有しておりますが、僅少であり、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他特別の利害関係はありません。

社外監査役 佐伯照道氏は、弁護士法人北浜法律事務所のパートナー弁護士、岩井コスモホールディングス株式会社の社外取締役、フジテック株式会社の社外取締役であります。当社と各社の間には特別の関係はありません。また、「① 役員一覧」に記載のとおり当社株式を保有しておりますが、僅少であり、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他特別の利害関係はありません。

社外監査役 中野雄介氏は、清友監査法人の代表社員、中野公認会計士事務所の所長、株式会社エスケーエレクトロニクスの社外取締役（監査等委員）、N I S S H A株式会社の社外監査役であります。当社と各社の間には特別の関係はありません。また、「① 役員一覧」に記載のとおり当社株式を保有しておりますが、僅少であり、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他特別の利害関係はありません。

社外監査役 牧直樹氏は、樹陽法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。また、「① 役員一覧」に記載のとおり当社株式は保有しておりません。

なお、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、独立性に関する基準又は方針はありませんが、選任にあたっては東京証券取引所の定めに基づく独立役員の規定、すなわち上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.(3)の2を参考にしております。

## ③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役会と内部監査部門であるグループ監査室との連携については、内部監査状況や懸案・課題について適宜報告を受け、また定期的に情報、意見交換を行っております。

会計監査人との連携については、監査役会は、期初に当該年度の監査計画を、期末及び四半期決算時には監査結果や今後の監査等について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて意見の交換や情報の聴取等を行い連携を保っております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

監査役監査については、監査役4名による監査役会が行っております。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務分担等に従い、公正な経営監視体制をとっております。

なお、社外監査役 重松孝司及び中野雄介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

当事業年度において当社は監査役会を19回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
斎藤 一雄	19回	19回
佐伯 照道	19回	19回
重松 孝司	19回	19回
中野 雄介	19回	19回

なお、2021年3月25日開催の第57期定時株主総会をもって、社外監査役重松孝司氏は退任し、牧直樹氏が新たに社外監査役に就任いたしました。

監査役会における主な検討事項は、法令、定款及び監査役会規定に基づく監査に係る重要事項、監査方針及び監査計画、会計監査人に関する評価、取締役会に付議される案件の内容等であります。

また、常勤監査役は、取締役との個別対話並びに関係各部門長より報告を受け意見交換を行っております。その他、内部監査部より内部監査の報告を受け、所感を伝えております。

#### ② 内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長執行役員直轄のグループ監査室（4名）を設置し、グループ内の各内部統制部門に対する定期的な監査を行い、全社の業務遂行状況の監視及び内部統制システムの整備・運用状況のモニタリングを行っております。

#### ③ 会計監査の状況

##### a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### b. 継続監査期間

25年間

(注) 上記継続監査期間は、当社において調査可能な範囲での期間であり、実際の継続監査期間は上記期間を超えている可能性があります。

##### c. 業務を執行した公認会計士

岩淵 貴史 氏

上田 博規 氏

##### d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他8名であります。

##### e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の能力・専門性、組織としての体制、職務内容及びこれまでの職務遂行状況等から実効性のある監査が実施されると判断しており、その独立性にも問題ないことから、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選定いたしました。

##### f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価の主な内容は、監査法人の品質管理、監査チーム、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、不正リスク等であります。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	53	—	56	—
連結子会社	—	—	—	—
計	53	—	56	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイト トウシュ トーマツ リミテッド）に属する組織に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	1	—	—
連結子会社	8	0	7	0
計	8	1	7	0

前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、税務申告書レビュー業務等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

特別な方針等は定めておりませんが、監査法人より提示された監査計画の内容や監査時間等を検討した上で監査役会との協議の上、決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会社の規模・複雑性・リスク等に照らし合理的であるか、前年度計画と実績の乖離内容の分析を踏まえた監査時間及び報酬単価になっているかを検討した結果、適正と考えたためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、報酬決定過程の客観性、透明性を確保するため、主に社外取締役で構成される人事諮問委員会を設置しており、同委員会は取締役会議長からの諮問を受け、取締役の報酬について取締役会に対して答申しております。

取締役の報酬の額の水準は、株主総会で承認された報酬の額の範囲内で、調査会社等が行っている役員報酬サーベイ等のデータをもとに、当社の事業規模、業態及び当社の財務状況を踏まえて設定されております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会での決議は、取締役については1996年6月27日開催の第32期定時株主総会において年額300百万円以内とされ、また監査役については2011年6月29日開催の第47期定時株主総会において年額50百万円以内とされております。

当社取締役会は、当社取締役の報酬の額及びその算定方法の決定に関する方針の決定を人事諮問委員会の答申に基づき決定し、その内容及び裁量の範囲内で、個別の取締役の固定報酬の額の決定及び業績連動報酬の額を決定し支給することとしております。

監査役については、株主総会で決議された監査役の報酬限度額の範囲内で監査役会の協議により決定しております。

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定に関連する取締役会での審議は、2020年3月27日開催の第56期定時株主総会終了後に開催された取締役会にかかるもの1回のみとなっております。

(固定報酬)

固定報酬は、各役員が管掌する担当領域の規模・責任やグループ経営への影響の大きさに応じて決定されております。

(業績連動報酬)

業績連動報酬は、事業年度毎の業績に応じて「年次賞与」として支給しており、当社の業績連動報酬に係る指標としては、基本的枠組みとして連結純利益、会社業績評価として対前年伸び率及び計画対比を指標としております。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役については、固定報酬のみとしております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	83	66	—	17	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	60	60	—	—	—	10

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社が株式を保有する目的は、取引関係の維持・強化、また協力関係の維持が目的であります。従って、保有目的が純投資目的である投資株式を保有することはありません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、会社や株主共同の利益を害する取引を行わないよう、取引の合理性を経営会議等で十分に検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	1	10
非上場株式以外の株式	3	32

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	6
非上場株式以外の株式	1	0

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ダブリュー・ディー・アイ	20,000	20,000	協力関係の維持	無
	28	37		
(株)T&Dホールディングス	—	4,800	当事業年度において売却しております。	無
	—	6		
アイ・ケイ・ケイ(株)	6,000	6,000	取引関係の維持・強化	無
	3	4		
(株)クラウドディアホールディングス	240	240	協力関係の維持	有
	0	0		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性につきましては、取引状況や保有に伴う便益等を総合的に勘案し、定期的に検証しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 2019年6月27日に開催された第55期定時株主総会において第1号議案「定款一部変更の件」が承認されたことを受けまして、決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、前連結会計年度及び前事業年度は、2019年4月1日から2019年12月31日までの9ヶ月間となっております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適宜研修に参加し情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,618	9,193
売掛金	1,671	726
商品	207	232
仕掛品	16	16
原材料及び貯蔵品	492	433
その他	1,838	2,606
貸倒引当金	△17	△23
流動資産合計	8,828	13,185
固定資産		
有形固定資産		
貸衣裳	770	726
減価償却累計額	△633	△627
貸衣裳（純額）	137	99
建物及び構築物	14,042	12,643
減価償却累計額	※3 △8,027	※3 △7,882
建物及び構築物（純額）	6,015	4,761
土地	※2 1,675	※2 1,463
その他	6,190	5,892
減価償却累計額	※3 △4,152	※3 △4,505
その他（純額）	2,038	1,386
有形固定資産合計	9,866	7,710
無形固定資産		
のれん	628	478
その他	1,360	1,460
無形固定資産合計	1,989	1,939
投資その他の資産		
繰延税金資産	593	—
差入保証金	2,744	2,725
その他	※1 1,069	※1 447
貸倒引当金	△4	△4
投資その他の資産合計	4,403	3,168
固定資産合計	16,259	12,817
資産合計	25,087	26,003

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2,002	805
短期借入金	1,200	17,800
1年内返済予定の長期借入金	400	400
未払金	1,656	1,658
未払法人税等	96	72
前受金	2,963	2,036
賞与引当金	417	253
役員賞与引当金	30	—
その他	1,682	1,308
流動負債合計	10,450	24,334
固定負債		
長期借入金	700	349
再評価に係る繰延税金負債	5	—
退職給付に係る負債	1,328	151
資産除去債務	872	858
その他	592	1,173
固定負債合計	3,498	2,532
負債合計	13,948	26,867
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	4,176	4,176
資本剰余金	4,047	4,047
利益剰余金	3,346	△9,039
自己株式	△0	△0
株主資本合計	11,569	△816
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	26	19
繰延ヘッジ損益	24	△42
土地再評価差額金	※2 △681	※2 △112
為替換算調整勘定	184	87
退職給付に係る調整累計額	9	—
その他の包括利益累計額合計	△436	△48
非支配株主持分	5	0
純資産合計	11,138	△863
負債純資産合計	25,087	26,003



②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	39,049	19,678
売上原価	12,781	6,709
売上総利益	26,268	12,968
販売費及び一般管理費		
給料手当及び賞与	8,722	8,555
賞与引当金繰入額	527	115
役員賞与引当金繰入額	30	—
退職給付費用	141	234
賃借料	3,747	4,341
その他	11,940	10,705
販売費及び一般管理費合計	25,109	23,951
営業利益又は営業損失(△)	1,159	△10,983
営業外収益		
為替差益	130	—
その他	98	136
営業外収益合計	228	136
営業外費用		
支払利息	8	68
持分法による投資損失	7	11
為替差損	—	133
その他	13	16
営業外費用合計	29	229
経常利益又は経常損失(△)	1,358	△11,075
特別利益		
助成金収入	—	2,300
固定資産売却益	※1 4	※1 858
その他	0	82
特別利益合計	4	3,240
特別損失		
臨時休業等による損失	—	1,657
減損損失	※2 223	※2 555
施設店舗整理損	11	470
退職給付制度移行損失	92	—
その他	57	506
特別損失合計	384	3,189
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	977	△11,025
法人税、住民税及び事業税	192	75
法人税等調整額	86	642
法人税等合計	279	717
当期純利益又は当期純損失(△)	698	△11,742
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△7	△4
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	705	△11,738

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	698	△11,742
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	△6
繰延ヘッジ損益	14	△66
為替換算調整勘定	△230	△96
退職給付に係る調整額	77	△9
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	△1
その他の包括利益合計	※1,※2 △136	※1,※2 △180
包括利益	561	△11,923
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	568	△11,918
非支配株主に係る包括利益	△7	△5

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,176	4,051	2,735	△0	10,962
当期変動額					
剰余金の配当			△49		△49
親会社株主に帰属する 当期純利益			705		705
土地再評価差額金の取崩			△92		△92
連結子会社の決算期変更に伴う増減			47		47
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△3			△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△3	610	－	607
当期末残高	4,176	4,047	3,346	△0	11,569

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算調 整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	23	10	△773	416	△68	△392	7	10,577
当期変動額								
剰余金の配当								△49
親会社株主に帰属する 当期純利益								705
土地再評価差額金の取崩								△92
連結子会社の決算期変更に伴う増減								47
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2	14	92	△231	77	△44	△1	△45
当期変動額合計	2	14	92	△231	77	△44	△1	561
当期末残高	26	24	△681	184	9	△436	5	11,138

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,176	4,047	3,346	△0	11,569
当期変動額					
剰余金の配当			△79		△79
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△11,738		△11,738
土地再評価差額金の取崩			△568		△568
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△12,385	－	△12,385
当期末残高	4,176	4,047	△9,039	△0	△816

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算調 整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	26	24	△681	184	9	△436	5	11,138
当期変動額								
剰余金の配当								△79
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）								△11,738
土地再評価差額金の取崩								△568
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△6	△66	568	△97	△9	388	△5	383
当期変動額合計	△6	△66	568	△97	△9	388	△5	△12,002
当期末残高	19	△42	△112	87	－	△48	0	△863

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	977	△11,025
減価償却費	1,310	1,689
のれん償却額	52	53
減損損失	223	555
施設店舗整理損	11	470
有形固定資産売却損益(△は益)	△4	△807
賞与引当金の増減額(△は減少)	△359	△192
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	124	△1,186
受取利息及び受取配当金	△8	△8
支払利息	8	68
為替差損益(△は益)	△159	31
売上債権の増減額(△は増加)	2	943
未収入金の増減額(△は増加)	29	△1,262
たな卸資産の増減額(△は増加)	△97	23
前払費用の増減額(△は増加)	△26	163
仕入債務の増減額(△は減少)	10	△1,186
未払金の増減額(△は減少)	33	88
長期未払金の増減額(△は減少)	△5	741
前受金の増減額(△は減少)	△284	△913
その他	398	93
小計	2,238	△11,661
利息及び配当金の受取額	8	8
利息の支払額	△8	△59
法人税等の支払額	△429	△186
法人税等の還付額	26	124
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,835	△11,774
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△1,485	△1,304
有形固定資産の売却による収入	37	2,315
無形固定資産の取得による支出	△554	△448
差入保証金の差入による支出	△64	△122
差入保証金の回収による収入	15	129
その他	34	△36
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,017	533
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(△は減少)	400	16,600
長期借入れによる収入	—	51
長期借入金の返済による支出	△300	△400
配当金の支払額	△49	△79
その他	△151	△140
財務活動によるキャッシュ・フロー	△100	16,031
現金及び現金同等物に係る換算差額	△61	△216
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△344	4,574
現金及び現金同等物の期首残高	5,067	4,614
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△108	—
現金及び現金同等物の期末残高	※ 4,614	※ 9,188

## 【注記事項】

### (継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度（2019年12月期）においては堅実に利益を計上し、当連結会計年度（2020年12月期）開始直後は前年同期比を上回る営業収益で推移しておりました。しかし、2020年1月に発生し3月以降拡大した新型コロナウイルス感染症により、当社グループが展開する婚礼・宿泊・飲食・旅行等関連事業は直接悪影響を受け、営業収益は大幅に落ち込み、通期では10,983百万円の営業損失、11,075百万円の経常損失、11,738百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上することとなりました。その結果、当連結会計年度末において863百万円の債務超過となっております。

また、昨年末からは当該感染症が再拡大し、年明けの緊急事態宣言再発出に至り、海外への渡航制限の継続や、GO TOキャンペーンの中断、外出自粛要請などにより当社グループ事業への悪影響は長期化することが予測され、当社グループの2021年度以降の営業収益見通しも不透明な状況となっております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるをえない状況となっております。当社グループは、コロナ禍への迅速な対応とコロナ収束後の収益回復に備えるために「WATABE Sustainable Plan」を策定し、その諸施策を確実に実施しております。

### 1. 資本増強と手元流動性の確保

当連結会計年度末において現金及び預金9,193百万円を保有しており、当面の事業継続するための十分な資金を有しております。以下施策の実施とコスト削減により事業運営・継続に必要な資金の確保を図ります。

#### (1) 資本政策の検討

事業収益構造改善と債務超過の早期解消による経営安定化を目的として、様々な資本政策について検討を進めております。

#### (2) 金融機関からの支援継続

・主要取引銀行から、2020年4月には、通常の当座貸越契約の別枠として、新型コロナウイルス対策のための特別融資13,000百万円を受け、現在その残額は維持されております。また加えて2020年11月にはバックアップラインとしての資金確保を目的として、当座貸越契約（極度総額3,000百万円）を締結しております。

・引き続き主要取引銀行との良好な関係を維持し、支援を継続いただくための協議を行ってまいります。

#### (3) 自社保有資産売却による手元流動性の確保

当連結会計年度中に売却により2,315百万円の固定資産売却による収入がありましたが、今後も自社保有資産の売却を進める予定です。

#### (4) 新規投資の凍結

不要不急の設備投資、新規投資は凍結しております。

### 2. 事業のダウンサイジング等によるコスト削減

コロナ禍顕在化時の緊急対策として一時的な支出の抑制策を実施し、その後事業構造とコスト構造の見直しを行いました。コロナ収束後でも見直し後の構造を維持することで、収益性向上を企図しております。

#### (1) 徹底的なコスト削減

・グループ全体でコストの見直しを行い、大幅な削減を行っております。役員報酬の減額をはじめとした賞与等の人件費の抑制、賃借料の減額交渉、外部委託コストの抑制、出張の原則禁止や広告宣伝費の抑制など、全ての費用の見直しと削減対策を実施してまいりました。

・2021年度以降においても営業収益に見合ったコスト構造となるように、継続的なコスト削減と、状況に応じた追加施策を実施してまいります。

#### (2) 事業拠点の閉鎖・譲渡及び人員構成の最適化

・海外渡航制限の解除時期や航空路線の正常化の見通しが不透明であることから、リゾート婚礼事業の悪化した経営環境が一定期間続くことを想定し、運営効率化や固定費削減を図るべく、一部のリゾート挙式販売店並びに海外リゾート挙式実施施設及び営業拠点の閉鎖・譲渡を行ない、選択と集中を実施しました。拠点数は2019年12月との比較で30拠点減少しております。また、これらに伴う人員構成の最適化として、国内外の拠点での一時帰休、希望退職を実施いたしました。

・コロナ収束後も、縮小した拠点や人員構成は維持継続することとしており、販売費及び一般管理費合計での前年度比較では、更なる減額を見込んでおります。

### 3. ポストコロナを見据えた事業戦略の展開

リゾート挙式では、関連するあらゆるシーンにおいて、デジタル化の推進に取り組んでおります。オンライン販売の強化、接客ツールのWEB化、デジタルを活用した現地オペレーション機能の効率化など、収益確保と顧客利便性を追求し、ポストコロナに対応したサービス改革を進めております。

ホテル・国内挙式では、各地域性に合わせたコミュニケーション戦略を展開し、地元利用促進に努めると共に、ポストコロナにおける差別化を図るべく、施設特徴を活かしたブランド戦略を推進しております。

以上の対応策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、今後の営業収益及び財務に及ぼす影響の程度や期間について不確実性があり、また、これらの対応策は実施途上であります。

このような中、（重要な後発事象）に記載のとおり、当社は、2021年3月19日、興和株式会社（以下「割当予定先」）からスポンサー支援を受け、その完全子会社となることを目的として、同日付で割当予定先と出資契約（以下「本出資契約」）を締結しました。また、同日開催の取締役会において、当社は、興和株式会社を割当先とする払込金額の総額20億円の第三者割当による当社普通株式（以下「本新株式」）の発行（以下「本件第三者割当」）を実施すること、当社の株主を割当予定先のみとするために、当社株式5,000,000株を1株に併合し、割当予定先以外の当社株主の皆様に対し、当社株主の皆様の保有する当社株式1株当たり180円の金銭を交付すること（以下「本株式併合」といい、本件第三者割当と併せて、「本件完全子会社化取引」）等について、2021年5月28日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」）に付議することを決議しています。

当連結会計年度末時点で当社グループが債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあることを踏まえ、本出資契約においては、割当予定先による当社に対するスポンサー支援を実行いただく前提条件として、お取引金融機関による債務免除の合意等を含む事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」）を成立させることが定められています。そのため、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、お取引金融機関からかかる債務免除等にご同意いただくべく、2021年3月19日、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」）の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続利用についての正式な申込を行い、同日受理されました。

今後、当社は、本事業再生ADR手続の対象となる全てのお取引金融機関（以下「本対象債権者」）の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を2021年4月5日頃に開催し、全ての本対象債権者から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得ると共に一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長すること等につきご了承をいただく予定です。その後、当社は、割当予定先及び本対象債権者と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、本事業再生計画案を策定いたします。2021年4月26日頃に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）を開催し、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明し、2021年5月27日頃に開催予定の本事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。

しかし、本事業再生ADR手続きの進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があります。以上より、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると認識しております。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

連結決算日現在、すべての国内子会社10社及び在外子会社17社を連結の対象としております。

連結子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

なお、当連結会計年度より、華徳培婚慶礼儀服務（上海）有限公司、迪詩股份有限公司及びワタベ・サイパンINC. は、清算終了したため、連結の範囲から除いております。また、ワタベ・オーストラリアPTY. LTD. は、全ての持分を譲渡したため、連結の範囲から除いております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

TRANS QUALITY, INC. 1社を持分法の適用範囲に含めております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 有価証券

###### その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

###### デリバティブ

###### 時価法

###### たな卸資産

###### 商品、仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

###### 原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

###### 国内資産

貸衣裳……………定額法

建物及び構築物……………定率法

器具備品……………定額法

その他……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

国外資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

貸衣裳 2～3年

建物及び構築物 5～47年

器具備品 2～20年

###### ロ. 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、のれんの償却については、5～20年間の定額法により償却を行っております。

###### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

##### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

##### (追加情報)

当社及び一部の子会社は、2020年1月1日付で確定給付企業年金制度を確定拠出企業年金制度へ移行しました。移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用しております。

これに伴い、当連結会計年度において、「その他」として特別利益に77百万円を計上しております。



(5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分を含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引管理基準」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ロ. 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

ハ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、有形固定資産の「器具備品」として区分掲記していたものは、資産総額の100分の5以下となったため、当連結会計年度より有形固定資産の「その他」に含めて記載しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産に表示していた「器具備品」4,599百万円、「減価償却累計額」△3,465百万円、「器具備品（純額）」1,134百万円及び有形固定資産の「その他」1,591百万円、「減価償却累計額」△687百万円、「その他（純額）」903百万円は、有形固定資産の「その他」6,190百万円、「減価償却累計額」△4,152百万円、「その他（純額）」2,038百万円として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「施設店舗整理損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。また、前連結会計年度において、特別損失の「固定資産除売却損」として区分掲記していたものは、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より特別損失の「その他」に含めて記載しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、特別損失に表示していた「固定資産除売却損」54百万円及び「その他」14百万円は、「施設店舗整理損」11百万円、「その他」57百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未収入金の増減額(△は増加)」及び「長期未払金の増減額(△は減少)」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた423百万円は、「未収入金の増減額(△は増加)」29百万円、「長期未払金の増減額(△は減少)」△5百万円、「その他」398百万円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等について不確実性の高い事象であると考え、本件が当社グループの業績に与える影響については2021年秋口まで続くものとの仮定を置き、会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

※1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
投資その他の資産		
その他（株式）	32百万円	20百万円

※2 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算の基礎となる価額により算出しております。
- ・再評価を行った年月日…2002年3月31日

※3 減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

## (連結損益計算書関係)

※1 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
土地	一百万円	858百万円
その他	4	—
計	4	858

※2 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

用途	場所	種類	金額
挙式宿泊施設他	東日本	建物及び構築物、 器具備品等	113百万円
挙式宿泊施設他	西日本	建物及び構築物、 器具備品等	109

当社グループは、管理会計上の区分に基づき、営業店舗については地域を基準としてグルーピングを行っており、挙式施設については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記施設については収益性が低下した状態が継続しており投資の回収が見込めないと判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(223百万円)として特別損失に計上しました。その内訳は、挙式宿泊施設他の東日本113百万円(内、建物及び構築物78百万円、器具備品23百万円、のれん9百万円、無形固定資産のその他2百万円)、西日本109百万円(内、建物及び構築物22百万円、器具備品36百万円、有形固定資産のその他48百万円、無形固定資産のその他2百万円)であります。

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、一部の資産グループについては、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零と評価しており、それ以外の資産グループについては将来キャッシュ・フローを3.2%で割引いて算定しております。

当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

用途	場所	種類	金額
挙式宿泊施設他	東日本	建物及び構築物、 器具備品等	285百万円
挙式宿泊施設他	西日本	建物及び構築物、 器具備品等	226
挙式宿泊施設他	ハワイ	建物及び構築物、 器具備品	43

当社グループは、管理会計上の区分に基づき、営業店舗については地域を基準としてグルーピングを行っており、挙式施設については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記施設については収益性が低下した状態が継続しており投資の回収が見込めないと判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(555百万円)として特別損失に計上しました。その内訳は、挙式宿泊施設他の東日本285百万円(内、建物及び構築物105百万円、器具備品68百万円、のれん93百万円、ソフトウェア15百万円、無形固定資産のその他2百万円)、西日本226百万円(内、建物及び構築物113百万円、器具備品97百万円、ソフトウェア1百万円、無形固定資産のその他14百万円)、ハワイ43百万円(内、建物及び構築物27百万円、器具備品15百万円)であります。

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零と評価しております。

## (連結包括利益計算書関係)

## ※1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	4百万円	△9百万円
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	20	△64
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△230	4
組替調整額	—	△100
計	△230	△96
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△7	—
組替調整額	85	△13
計	77	△13
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△0	△1
税効果調整前合計	△129	△186
税効果額	△7	5
その他の包括利益合計	△136	△180

## ※2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
税効果調整前	4百万円	△9百万円
税効果額	△1	2
税効果調整後	2	△6
繰延ヘッジ損益：		
税効果調整前	20	△64
税効果額	△6	△1
税効果調整後	14	△66
為替換算調整勘定：		
税効果調整前	△230	△96
税効果額	—	—
税効果調整後	△230	△96
退職給付に係る調整額：		
税効果調整前	77	△13
税効果額	△0	4
税効果調整後	77	△9
持分法適用会社に対する持分相当額：		
税効果調整前	△0	△1
税効果額	—	—
税効果調整後	△0	△1
その他の包括利益合計		
税効果調整前	△129	△186
税効果額	△7	5
税効果調整後	△136	△180

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	9,909,400	—	—	9,909,400
合計	9,909,400	—	—	9,909,400
自己株式				
普通株式	626	—	—	626
合計	626	—	—	626

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	49	利益剰余金	5	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年2月12日 取締役会	普通株式	79	利益剰余金	8	2019年12月31日	2020年3月30日

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	9,909,400	—	—	9,909,400
合計	9,909,400	—	—	9,909,400
自己株式				
普通株式	626	—	—	626
合計	626	—	—	626

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年2月12日 取締役会	普通株式	79	利益剰余金	8	2019年12月31日	2020年3月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金勘定	4,618百万円	9,193百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△4	△4
現金及び現金同等物	4,614	9,188

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	541	388	142	10
合計	541	388	142	10

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2020年12月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	541	387	153	—
合計	541	387	153	—

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定の残高

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	27	27
1年超	110	85
合計	137	112
リース資産減損勘定の残高	127	112

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
支払リース料	20	27
リース資産減損勘定の取崩額	11	25
減価償却費相当額	20	27
減損損失	48	10

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
1年内	3,802	3,795
1年超	6,636	3,559
合計	10,439	7,355

(貸主側)

### 1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
1年内	7	—
1年超	64	—
合計	72	—

(金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主として銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、時価のある株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスク管理のため、市場価格や発行会社の財務状況等の把握を継続的に行っております。

差入保証金は、主に店舗や挙式施設の賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用して当該リスクの軽減を図っております。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた「デリバティブ取引管理基準」に従い、経理財務部が決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、取締役会に報告しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2019年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,618	4,618	—
(2) 売掛金	1,671	1,671	—
(3) 投資有価証券	48	48	—
(4) 差入保証金	1,667	1,667	—
資産計	8,007	8,007	—
(1) 買掛金	2,002	2,002	—
(2) 短期借入金	1,200	1,200	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	400	400	—
(4) 未払金	1,656	1,656	—
(5) 未払法人税等	96	96	—
(6) 長期借入金	700	700	—
負債計	6,055	6,055	—
デリバティブ取引(*)	35	35	—

(\*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当連結会計年度（2020年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	9,193	9,193	—
(2) 売掛金	726	726	—
(3) 投資有価証券	32	32	—
(4) 差入保証金	1,610	1,608	△1
資産計	11,562	11,561	△1
(1) 買掛金	805	805	—
(2) 短期借入金	17,800	17,800	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	400	400	—
(4) 未払金	1,658	1,658	—
(5) 未払法人税等	72	72	—
(6) 長期借入金	349	349	△0
負債計	21,085	21,085	△0
デリバティブ取引(*)	△42	△42	—

(\*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

#### (4) 差入保証金

これは、返済期限が確定している差入保証金であります。差入保証金については、リスクフリーレートを用いて時価を算定しております。

## 負債

- (1) 買掛金、(2)短期借入金、(3)1年内返済予定の長期借入金、(4)未払金、(5)未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
非上場株式及び関係会社株式(*1)	42	30
差入保証金(*2)	1,076	1,115

(\*1)非上場株式及び関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(3)投資有価証券には含めておりません。

(\*2)返済期限が確定していない差入保証金は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(4)差入保証金には含めておりません。

## 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2019年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,618	—	—	—
売掛金	1,671	—	—	—
差入保証金	266	1,363	37	—
合計	6,556	1,363	37	—

当連結会計年度 (2020年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,193	—	—	—
売掛金	726	—	—	—
差入保証金	93	1,511	5	—
合計	10,013	1,511	5	—

## 4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2019年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,200	—	—	—	—	—
長期借入金	400	400	300	—	—	—
合計	1,600	400	300	—	—	—

当連結会計年度（2020年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	17,800	—	—	—	—	—
長期借入金	400	349	—	—	—	—
合計	18,200	349	—	—	—	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度（2019年12月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	48	10	37
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	48	10	37
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	0	0	△0
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	0	0	△0
合計		48	10	37

当連結会計年度（2020年12月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	32	4	28
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	32	4	28
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	0	0	△0
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	0	0	△0
合計		32	4	28

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2020年12月31日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（2019年12月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引				
	買建				(*)
	米ドル	買掛金	2,801	—	35
合計			2,801	—	35

(\*)時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（2020年12月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引				
	買建				(*)
	米ドル	買掛金	1,452	—	△42
合計			1,452	—	△42

(\*)時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

また、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。この確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(2)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,158百万円	1,216百万円
勤務費用	112	1
利息費用	9	0
退職給付の支払額	△71	—
確定拠出年金制度移行に伴う減少	—	△1,193
その他	7	0
退職給付債務の期末残高	1,216	24

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	122百万円	111百万円
退職給付費用	25	64
退職給付の支払額	△19	△22
制度への拠出額	△16	△26
退職給付に係る負債の期末残高	111	126

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	333百万円	353百万円
年金資産	△221	△226
	111	126
非積立型制度の退職給付債務	1,216	24
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,328	151
退職給付に係る負債	1,328	151
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,328	151

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
勤務費用	112百万円	1百万円
利息費用	9	0
数理計算上の差異の費用処理額	△7	—
簡便法で計算した退職給付費用	25	64
確定拠出年金制度移行に伴う影響額	92	△77
その他	0	—
確定給付制度に係る退職給付費用	233	△11

## (5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
数理計算上の差異	77百万円	—百万円
合 計	77	—

(注) 前連結会計年度の数理計算上の差異77百万円には、前連結会計年度の退職給付費用として計上した数理計算上の差異の費用処理額△7百万円及び特別損失に計上した退職給付制度移行損失85百万円が含まれています。

## (6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(2019年12月31日)	(2020年12月31日)
未認識数理計算上の差異	△13百万円	—百万円
合 計	△13	—

## (7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(2019年12月31日)	(2020年12月31日)
割引率	0.5～1.0%	—%
予想昇給率	3.0～7.5%	—%

## 3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度一百万円、当連結会計年度168百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
固定資産	919百万円	1,029百万円
賞与引当金	133	72
退職給付に係る負債	422	43
税務上の繰越欠損金(注)	2,120	5,670
その他	472	862
繰延税金資産小計	4,069	7,678
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△2,066	△5,644
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,159	△1,833
評価性引当額小計	△3,226	△7,478
繰延税金資産合計	843	199
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	△249	△241
繰延税金資産の純額	593	△41

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※)	112	114	730	398	262	501	2,120
評価性引当額	△110	△91	△702	△398	△262	△501	△2,066
繰延税金資産	2	23	27	—	—	—	53

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※)	117	733	393	279	180	3,965	5,670
評価性引当額	△117	△733	△393	△279	△180	△3,960	△5,665
繰延税金資産	—	—	—	—	—	5	5

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	—%
永久に損金又は益金に算入されない項目	2.2	—
評価性引当額の増減	0.3	—
住民税均等割	4.4	—
未分配利益	2.7	—
海外子会社税率差異	△3.4	—
国内子会社税率差異	△0.7	—
土地再評価差額金の取崩	△2.9	—
その他	△4.7	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.5	—

(注) 当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗・挙式施設等の土地・建物の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3～20年と見積り、割引率は0.0～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
期首残高	880百万円	880百万円
企業結合取引による増加額	1	—
時の経過による調整額	8	20
資産除去債務の履行による減少額	—	△56
その他増減額 (△は減少)	△10	80
期末残高	880	925

2. 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

(1) 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない旨

当社グループが使用している一部の店舗等に関する資産除去債務は連結貸借対照表に計上しておりません。

(2) 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない理由

当社グループが使用している一部の店舗等については、不動産賃貸借契約により、事業終了時又は退去時における原状回復費用等に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確ではなく、現在のところ移転等も予定されていないことから資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(3) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、国内・海外のリゾート地における挙式サービスを行う「リゾート挙式」と国内のホテル等における挙式・宴会・宿泊サービスを行う「ホテル・国内挙式」の2つを主たる事業として、この報告セグメントごとに包括的な経営戦略を立案し、事業活動を展開しております。

「リゾート挙式」は、主として当社の国内店舗や旅行会社を集客窓口として、米国ハワイ州や沖縄等の国内外のリゾート地における挙式サービス並びにウェディングドレス・タキシード・写真アルバム等の挙式に係る付帯サービスの製造販売も行っております。「ホテル・国内挙式」は、目黒雅叙園やメルパルクに代表される国内のホテル等における挙式・宴会・宿泊サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自2019年4月1日 至2019年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	リゾート挙式	ホテル・国内 挙式			
売上高					
外部顧客への売上高	17,643	21,406	39,049	—	39,049
セグメント間の 内部売上高又は振替高	7,254	210	7,464	△7,464	—
計	24,898	21,616	46,514	△7,464	39,049
セグメント利益	405	686	1,091	67	1,159
セグメント資産	23,592	6,530	30,122	△5,034	25,087
その他の項目					
減価償却費	871	448	1,320	△9	1,310
持分法適用会社への投資額	32	—	32	—	32
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,180	656	1,837	—	1,837

(注) 1. 調整額は、以下のとおりです。

(1) セグメント利益の調整額67百万円は、主にセグメント間取引消去と未実現利益消去によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額△5,034百万円は、主にセグメント間取引消去であります。

(3) 減価償却費の調整額△9百万円は、未実現利益消去によるものであります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	リゾート挙式	ホテル・国内 挙式			
売上高					
外部顧客への売上高	8,298	11,379	19,678	—	19,678
セグメント間の 内部売上高又は振替高	4,348	159	4,508	△4,508	—
計	12,647	11,539	24,186	△4,508	19,678
セグメント損失 (△)	△4,505	△6,558	△11,064	80	△10,983
セグメント資産	32,067	5,723	37,790	△11,787	26,003
その他の項目					
減価償却費	1,218	480	1,699	△10	1,689
持分法適用会社への投資額	20	—	20	—	20
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,335	215	1,550	—	1,550

(注) 1. 調整額は、以下のとおりです。

- (1) セグメント損失 (△) の調整額80百万円は、主にセグメント間取引消去と未実現利益消去によるものであります。
  - (2) セグメント資産の調整額△11,787百万円は、主にセグメント間取引消去であります。
  - (3) 減価償却費の調整額△10百万円は、未実現利益消去によるものであります。
2. セグメント損失 (△) は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

#### 【関連情報】

前連結会計年度（自2019年4月1日 至2019年12月31日）

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	挙式関連	商製品	貸衣裳	その他	合計
外部顧客への売上高	33,006	2,291	2,765	987	39,049

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アメリカ	その他	合計
29,850	5,996	3,202	39,049

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

###### (2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	アメリカ	その他	合計
6,947	2,186	732	9,866

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

当連結会計年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	挙式関連	商製品	貸衣裳	その他	合計
外部顧客への売上高	15,633	1,574	1,710	759	19,678

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アメリカ	その他	合計
16,952	1,759	966	19,678

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アメリカ	その他	合計
4,476	1,659	1,574	7,710

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自2019年4月1日 至2019年12月31日）

(単位：百万円)

	リゾート挙式	ホテル・国内挙式	合計
減損損失	65	157	223

当連結会計年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

(単位：百万円)

	リゾート挙式	ホテル・国内挙式	合計
減損損失	186	368	555

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自2019年4月1日 至2019年12月31日）

(単位：百万円)

	リゾート挙式	ホテル・国内挙式	合計
当期償却額	52	—	52
未償却残高	628	—	628

当連結会計年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

(単位：百万円)

	リゾート挙式	ホテル・国内挙式	合計
当期償却額	53	—	53
未償却残高	478	—	478

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自2019年4月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	1,123円56銭	△87円24銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	71円21銭	△1,184円61銭

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	705	△11,738
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	705	△11,738
普通株式の期中平均株式数 (株)	9,908,774	9,908,774

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	11,138	△863
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	5	0
(うち非支配株主持分)	( 5)	( 0)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	11,133	△864
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	9,908,774	9,908,774

(重要な後発事象)

(興和株式会社に対する新株式発行及び同社の完全子会社となることを目的とする完全子会社化取引並びに事業再生ADR手続の正式申込及び受理)

当社は、2021年3月19日、興和株式会社（以下「割当予定先」）からスポンサー支援を受け、その完全子会社となることを目的として、同日付で割当予定先と出資契約（以下「本出資契約」）を締結しました。また、同日開催の取締役会において、当社は、興和株式会社を割当先とする払込金額の総額20億円の第三者割当による当社普通株式（以下「本新株式」）の発行（以下「本件第三者割当」）を実施すること、当社の株主を割当予定先のみとするために、当社株式5,000,000株を1株に併合し、割当予定先以外の当社株主の皆様に対し、当社株主の皆様の保有する当社株式1株当たり180円の金銭を交付すること（以下「本株式併合」といい、本件第三者割当と併せて、「本件完全子会社化取引」）等について、2021年5月28日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」）に付議することを決議しています。

2020年度末時点で当社グループが債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあることを踏まえ、本出資契約においては、割当予定先による当社に対するスポンサー支援を実行いただく前提条件として、お取引金融機関による債務免除の合意等を含む事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」）を成立させることが定められています。そのため、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、お取引金融機関からかかる債務免除等にご同意いただくべく、2021年3月19日、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」）の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続利用についての正式な申込を行い、同日受理されました。

今後、当社は、本事業再生ADR手続の対象となる全てのお取引金融機関（以下「本対象債権者」）の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を2021年4月5日頃に開催し、全ての本対象債権者から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得ると共に一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長すること等につきご了承をいただく予定です。その後、当社は、割当予定先及び本対象債権者と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、本事業再生計画案を策定いたします。2021年4月26日頃に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）を開催し、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明し、2021年5月27日頃に開催予定の本事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。

・ 本件第三者割当の概要

① 本件第三者割当①

(1) 払 込 期 間	2021年5月31日（月）から2021年8月31日（火）まで
(2) 発 行 新 株 式 数 （ 募 集 株 式 の 数 ）	普通株式 10,000,000株
(3) 払 込 金 額	1株につき40円
(4) 払 込 金 額 の 総 額	400,000,000円
(5) 募 集 又 は 割 当 の 方 法 （ 割 当 予 定 先 ）	第三者割当の方法によります。 （興和株式会社）
(6) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案が本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立すること、並びに本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認を条件としています。なお、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

② 本件第三者割当②

(1) 払 込 期 間	2021年5月31日(月)から2021年8月31日(火)まで
(2) 発 行 新 株 式 数 (募集株式の数)	普通株式 40,000,000株
(3) 払 込 金 額	1株につき40円
(4) 払 込 金 額 の 総 額	1,600,000,000円
(5) 募 集 又 は 割 当 の 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法によります。 (興和株式会社)
(6) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案が本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立すること、並びに本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認並びに本件第三者割当関連議案における定款の一部変更の効力発生を条件としています。なお、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものがあります。

・ 本株式併合の概要

(1) 株式併合の日程

本株式併合は、本件完全子会社化取引の一部として、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、本日開催の取締役会では、本株式併合に関して、以下のとおり、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、複数の効力発生日(以下「本株式併合効力発生日」)を定める旨の議案を本臨時株主総会に付議することを決議しております。

なお、上記にかかわらず、本出資契約において、割当予定先との間では、原則として、2021年5月31日(月)に払込みを行うことを合意しています。

- a. 2021年6月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年6月30日とする。
- b. 2021年6月11日以降、2021年7月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年7月31日とする。
- c. 2021年7月11日以降、2021年8月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年8月31日とする。
- d. 2021年8月11日以降、2021年8月31日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年9月30日とする。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

本株式併合効力発生日をもって、その前日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社株式について、5,000,000株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

59,909,389株

(注) 減少する発行済株式総数は、2020年12月31日現在の発行済株式総数9,909,400株に本件第三者割当により新たに発行される普通株式数50,000,000株を加算した59,909,400株からの減少数です。

④ 効力発生前における発行済株式総数

59,909,400株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、2020年12月31日現在の発行済株式総数9,909,400株に本件第三者割当により新たに発行される普通株式数50,000,000株を加算した株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

11株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

44株

- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額  
本株式併合により、少数株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、同法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を割当予定先に売却し、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を当社に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、180円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,200	17,800	0.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	400	400	0.4	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	700	349	0.7	2022年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	2,300	18,549	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	349	—	—	—

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	9,717	11,034	13,976	19,678
税金等調整前四半期(当期)純損失(△)(百万円)	△1,541	△6,219	△9,771	△11,025
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失(△)(百万円)	△2,411	△7,113	△10,685	△11,738
1株当たり四半期(当期)純損失(△)(円)	△243円34銭	△717円88銭	△1,078円43銭	△1,184円61銭

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,272	6,872
売掛金	※ 649	※ 315
短期貸付金	※ 1,043	※ 9,025
未収還付法人税等	72	67
その他	※ 1,721	1,402
貸倒引当金	△78	△3,936
流動資産合計	4,680	13,747
固定資産		
有形固定資産		
貸衣裳	83	48
建物及び構築物	3,092	2,292
土地	1,426	373
その他	470	300
有形固定資産合計	5,072	3,014
無形固定資産		
のれん	440	415
ソフトウェア	408	1,094
その他	849	292
無形固定資産合計	1,699	1,802
投資その他の資産		
関係会社株式	1,595	994
関係会社出資金	1,031	995
長期貸付金	※ 933	※ 896
差入保証金	2,444	2,438
繰延税金資産	113	—
その他	145	84
貸倒引当金	△397	△422
投資その他の資産合計	5,866	4,987
固定資産合計	12,638	9,804
資産合計	17,319	23,551



(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	※ 959	※ 341
短期借入金	※ 1,459	※ 18,056
1年内返済予定の長期借入金	400	400
未払金	※ 881	※ 920
未払法人税等	46	71
未払費用	84	278
前受金	1,939	1,214
その他	244	303
流動負債合計	6,016	21,585
固定負債		
長期借入金	※ 910	300
繰延税金負債	—	73
再評価に係る繰延税金負債	5	—
退職給付引当金	826	—
資産除去債務	676	669
その他	51	515
固定負債合計	2,469	1,559
負債合計	8,486	23,144
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	4,176	4,176
資本剰余金		
資本準備金	4,038	4,038
資本剰余金合計	4,038	4,038
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,250	△7,671
利益剰余金合計	1,250	△7,671
自己株式	△0	△0
株主資本合計	9,463	542
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	26	19
繰延ヘッジ損益	24	△42
土地再評価差額金	△681	△112
評価・換算差額等合計	△630	△135
純資産合計	8,833	406
負債純資産合計	17,319	23,551

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	※1 15,453	※1 7,784
売上原価	※1 7,755	※1 4,412
売上総利益	7,698	3,371
販売費及び一般管理費	※1, ※2 7,556	※1, ※2 6,745
営業利益又は営業損失 (△)	142	△3,373
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	※1 329	※1 423
その他	※1 25	※1 16
営業外収益合計	355	439
営業外費用		
支払利息	※1 17	※1 68
為替差損	11	131
その他	2	2
営業外費用合計	32	201
経常利益又は経常損失 (△)	465	△3,136
特別利益		
固定資産売却益	2	857
助成金収入	—	672
その他	—	56
特別利益合計	2	1,586
特別損失		
減損損失	—	43
貸倒引当金繰入額	40	3,875
子会社株式評価損	—	874
臨時休業等による損失	—	976
退職給付制度移行損失	92	—
その他	76	705
特別損失合計	209	6,475
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	259	△8,025
法人税、住民税及び事業税	△13	52
法人税等調整額	84	195
法人税等合計	70	248
当期純利益又は当期純損失 (△)	188	△8,273

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	
I 株式会社売上原価			6,789	87.6	3,742	84.8
II 商品売上原価						
1. 期首商品たな卸高		162		152		
2. 商品仕入高		955		677		
合計		1,118		830		
3. 期末商品たな卸高		152	965	12.4	160	670
売上原価			7,755	100.0	4,412	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	4,176	4,038	1,203	△0	9,417
当期変動額					
剰余金の配当			△49		△49
当期純利益			188		188
土地再評価差額金の取崩			△92		△92
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	46	－	46
当期末残高	4,176	4,038	1,250	△0	9,463

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	23	10	△773	△740	8,677
当期変動額					
剰余金の配当					△49
当期純利益					188
土地再評価差額金の取崩					△92
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2	14	92	109	109
当期変動額合計	2	14	92	109	156
当期末残高	26	24	△681	△630	8,833

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	4,176	4,038	1,250	△0	9,463
当期変動額					
剰余金の配当			△79		△79
当期純損失（△）			△8,273		△8,273
土地再評価差額金の取崩			△568		△568
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△8,921	－	△8,921
当期末残高	4,176	4,038	△7,671	△0	542

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	26	24	△681	△630	8,833
当期変動額					
剰余金の配当					△79
当期純損失（△）					△8,273
土地再評価差額金の取崩					△568
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△6	△66	568	495	495
当期変動額合計	△6	△66	568	495	△8,426
当期末残高	19	△42	△112	△135	406

## 【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、前事業年度(2019年12月期)においては堅実に利益を計上し、当事業年度(2020年12月期)開始直後は前年同期比を上回る営業収益で推移しておりました。しかし、2020年1月に発生し3月以降拡大した新型コロナウイルス感染症により、当社が展開する婚礼・宿泊・飲食・旅行等関連事業は直接悪影響を受け、営業収益は大幅に落ち込み、通期では3,373百万円の営業損失、3,136百万円の経常損失、8,273百万円の当期純損失を計上することとなりました。

また、昨年末からは当該感染症が再拡大し、年明けの緊急事態宣言再発出に至り、海外への渡航制限の継続や、GOTOキャンペーンの中断、外出自粛要請などにより当事業への悪影響は長期化することが予測され、当社の2021年度以降の営業収益見通しも不透明な状況となっております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるをえない状況となっております。当社は、コロナ禍への迅速な対応とコロナ収束後の収益回復に備えるために「WATABE Sustainable Plan」を策定し、その諸施策を確実に実施しております。

### 1. 資本増強と手元流動性の確保

当事業年度末において現金及び預金6,872百万円を保有しており、当面の事業継続するための十分な資金を有しております。以下施策の実施とコスト削減により事業運営・継続に必要な資金の確保を図ります。

#### (1) 資本政策の検討

事業収益構造改善による経営安定化を目的として、様々な資本政策について検討を進めております。

#### (2) 金融機関からの支援継続

・主要取引銀行から、2020年4月には、通常の当座貸越契約の別枠として、新型コロナウイルス対策のための特別融資13,000百万円を受け、現在その残額は維持されております。また加えて2020年11月にはバックアップラインとしての資金確保を目的として、当座貸越契約(極度総額3,000百万円)を締結しております。

・引き続き主要取引銀行との良好な関係を維持し、支援を継続いただくための協議を行ってまいります。

#### (3) 自社保有資産売却による手元流動性の確保

当事業年度中に売却により2,285百万円の固定資産売却による収入がありましたが、今後も自社保有資産の売却を進める予定です。

#### (4) 新規投資の凍結

不要不急の設備投資、新規投資は凍結しております。

### 2. 事業のダウンサイジング等によるコスト削減

コロナ禍顕在化時の緊急対策として一時的な支出の抑制策を実施し、その後事業構造とコスト構造の見直しを行いました。コロナ収束後も見直し後の構造を維持することで、収益性向上を企図しております。

#### (1) 徹底的なコスト削減

・コストの見直しを行い、大幅な削減を行っております。役員報酬の減額をはじめとした賞与等の人件費の抑制、賃借料の減額交渉、外部委託コストの抑制、出張の原則禁止や広告宣伝費の抑制など、全ての費用の見直しと削減対策を実施してまいりました。

・2021年度以降においても営業収益に見合ったコスト構造となるように、継続的なコスト削減と、状況に応じた追加施策を実施してまいります。

#### (2) 事業拠点の閉鎖・譲渡及び人員構成の最適化

・海外渡航制限の解除時期や航空路線の正常化の見通しが不透明であることから、リゾート婚礼事業の悪化した経営環境が一定期間続くことを想定し、運営効率化や固定費削減を図るべく、一部のリゾート挙式販売店並びに海外リゾート挙式実施施設及び営業拠点の閉鎖・譲渡を行ない、選択と集中を実施しました。拠点数は2019年12月との比較で30拠点減少しております。また、これらに伴う人員構成の最適化として、国内外の拠点での一時帰休、希望退職を実施いたしました。

・コロナ収束後も、縮小した拠点や人員構成は維持継続することとしており、販売費及び一般管理費合計での前年度比較では、更なる減額を見込んでおります。

### 3. ポストコロナを見据えた事業戦略の展開

リゾート挙式では、関連するあらゆるシーンにおいて、デジタル化の推進に取り組んでおります。オンライン販売の強化、接客ツールのWEB化、デジタルを活用した現地オペレーション機能の効率化など、収益確保と顧客利便性を追求し、ポストコロナに対応したサービス改革を進めております。

以上の対応策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、今後の営業収益及び財務に及ぼす影響の程度や期間について不確実性があり、また、これらの対応策は実施途上であります。

このような中、（重要な後発事象）に記載のとおり、当社は、2021年3月19日、興和株式会社（以下「割当予定先」）からスポンサー支援を受け、その完全子会社となることを目的として、同日付で割当予定先と出資契約（以下「本出資契約」）を締結しました。また、同日開催の取締役会において、当社は、興和株式会社を割当先とする払込金額の総額20億円の第三者割当による当社普通株式（以下「本新株式」）の発行（以下「本件第三者割当」）を実施すること、当社の株主を割当予定先のみとするために、当社株式5,000,000株を1株に併合し、割当予定先以外の当社株主の皆様に対し、当社株主の皆様が保有する当社株式1株当たり180円の金銭を交付すること（以下「本株式併合」といい、本件第三者割当と併せて、「本件完全子会社化取引」）等について、2021年5月28日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」）に付議することを決議しています。

当事業年度において、3,373百万円の営業損失、3,136百万円の経常損失、8,273百万円の当期純損失を計上し、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあることを踏まえ、本出資契約においては、割当予定先による当社に対するスポンサー支援を実行いただく前提条件として、お取引金融機関による債務免除の合意等を含む事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」）を成立させることが定められています。そのため、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、お取引金融機関からかかる債務免除等にご同意いただくべく、2021年3月19日、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」）の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続利用についての正式な申込を行い、同日受理されました。

今後、当社は、本事業再生ADR手続の対象となる全てのお取引金融機関（以下「本対象債権者」）の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を2021年4月5日頃に開催し、全ての本対象債権者から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得ると共に一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長すること等につきご了承をいただく予定です。その後、当社は、割当予定先及び本対象債権者と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、本事業再生計画案を策定いたします。2021年4月26日頃に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）を開催し、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明し、2021年5月27日頃に開催予定の本事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。

しかし、本事業再生ADR手続きの進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

以上より、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると認識しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

#### （重要な会計方針）

##### 1. 資産の評価基準及び評価方法

###### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

###### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

###### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

#### ・国内資産

貸衣裳……………定額法

建物及び構築物……………定率法

器具備品……………定額法

その他……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

#### ・国外資産 ……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

貸衣裳……………2年

建物及び構築物……………5年～47年

器具備品……………2年～20年

### (2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### (4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。



(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、流動資産の「商品」及び「前払費用」として区分掲記していたものは、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて記載しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産に表示していた「商品」152百万円、「前払費用」426百万円及び「その他」1,142百万円は、「その他」1,721百万円として組み替えております。

前事業年度において、有形固定資産の「器具備品」及び「建設仮勘定」として区分掲記していたものは、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より有形固定資産の「その他」に含めて記載しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、有形固定資産に表示していた「器具備品」406百万円、「建設仮勘定」24百万円及び「その他」38百万円は、「その他」470百万円として組み替えております。

前事業年度において、流動負債の「その他」に含めていた「未払費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。また、前事業年度において、流動負債の「賞与引当金」及び「役員賞与引当金」として区分掲記していたものは、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動負債の「その他」に含めて記載しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動負債に表示していた「賞与引当金」116百万円、「役員賞与引当金」19百万円及び「その他」192百万円は、「未払費用」84百万円、「その他」244百万円として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、特別損失の「固定資産除売却損」として区分掲記していたものは、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より特別損失の「その他」に含めて記載しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、特別損失に表示していた「固定資産除売却損」44百万円、「その他」31百万円は、「その他」76百万円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等について不確実性の高い事象であると考え、本件が当社の業績に与える影響については2021年秋口まで続くものとの仮定を置き、会計上の見積りを行っております。

(退職給付制度の移行)

当社は、2020年1月1日付で確定給付企業年金制度を確定拠出企業年金制度へ移行しました。移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 平成19年2月7日)を適用しております。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期金銭債権	2,279百万円	9,754百万円
長期金銭債権	933	895
短期金銭債務	919	548
長期金銭債務	210	—

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,723百万円	1,495百万円
仕入高	4,623	2,703
販売費及び一般管理費	212	195
営業取引以外の取引による取引高	557	456

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度62%、当事業年度57%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度38%、当事業年度43%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
給料及び手当	2,414百万円	2,190百万円
賞与引当金繰入額	104	85
役員賞与引当金繰入額	19	—
退職給付費用	78	120
減価償却費	530	521
賃借料	646	693

(有価証券関係)

前事業年度(2019年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,571百万円、関連会社株式24百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式969百万円、関連会社株式24百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式	251百万円	530百万円
固定資産	272	352
貸倒引当金	145	1,200
賞与引当金	41	36
退職給付引当金	252	—
資産除去債務	206	225
税務上の繰越欠損金	1,734	3,170
その他	46	19
繰延税金資産小計	2,952	5,534
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,683	△3,170
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△938	△2,212
評価性引当額	△2,622	△5,383
繰延税金資産合計	330	151
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	△217	△225
繰延税金資産の純額	113	△73

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.6%	—%
(調整)		
永久に損金又は益金に算入されない項目	△32.2	—
評価性引当額の増減	35.3	—
住民税均等割	13.3	—
土地再評価差額金の取崩	△10.9	—
その他	△8.7	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.4	—

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

(興和株式会社に対する新株式発行及び同社の完全子会社となることを目的とする完全子会社化取引並びに事業再生ADR手続の正式申込及び受理)

当社は、2021年3月19日、興和株式会社（以下「割当予定先」）からスポンサー支援を受け、その完全子会社となることを目的として、同日付で割当予定先と出資契約（以下「本出資契約」）を締結しました。また、同日開催の取締役会において、当社は、興和株式会社を割当先とする払込金額の総額20億円の第三者割当による当社普通株式（以下「本新株式」）の発行（以下「本件第三者割当」）を実施すること、当社の株主を割当予定先のみとするために、当社株式5,000,000株を1株に併合し、割当予定先以外の当社株主の皆様に対し、当社株主の皆様の保有する当社株式1株当たり180円の金銭を交付すること（以下「本株式併合」といい、本件第三者割当と併せて、「本件完全子会社化取引」）等について、2021年5月28日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」）に付議することを決議しています。

当事業年度において、3,373百万円の営業損失、3,136百万円の経常損失、8,273百万円の当期純損失を計上し、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあることを踏まえ、本出資契約においては、割当予定先による当社に対するスポンサー支援を実行いただく前提条件として、お取引金融機関による債務免除の合意等を含む事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」）を成立させることが定められています。そのため、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、お取引金融機関からかかる債務免除等にご同意いただくべく、2021年3月19日、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」）の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続利用についての正式な申込を行い、同日受理されました。

今後、当社は、本事業再生ADR手続の対象となる全てのお取引金融機関（以下「本対象債権者」）の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を2021年4月5日頃に開催し、全ての本対象債権者から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得ると共に一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長すること等につきご了承をいただく予定です。その後、当社は、割当予定先及び本対象債権者と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、本事業再生計画案を策定いたします。2021年4月26日頃に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）を開催し、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明し、2021年5月27日頃に開催予定の本事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。

・ 本件第三者割当の概要

① 本件第三者割当①

(1) 払 込 期 間	2021年5月31日（月）から2021年8月31日（火）まで
(2) 発 行 新 株 式 数 （ 募 集 株 式 の 数 ）	普通株式 10,000,000株
(3) 払 込 金 額	1株につき40円
(4) 払 込 金 額 の 総 額	400,000,000円
(5) 募 集 又 は 割 当 の 方 法 （ 割 当 予 定 先 ）	第三者割当の方法によります。 （興和株式会社）
(6) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案が本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立すること、並びに本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認を条件としています。なお、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

② 本件第三者割当②

(1) 払 込 期 間	2021年5月31日(月)から2021年8月31日(火)まで
(2) 発 行 新 株 式 数 ( 募 集 株 式 の 数 )	普通株式 40,000,000株
(3) 払 込 金 額	1株につき40円
(4) 払 込 金 額 の 総 額	1,600,000,000円
(5) 募 集 又 は 割 当 の 方 法 ( 割 当 予 定 先 )	第三者割当の方法によります。 (興和株式会社)
(6) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案が本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立すること、並びに本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認並びに本件第三者割当関連議案における定款の一部変更の効力発生を条件としています。なお、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

・ 本株式併合の概要

(1) 株式併合の日程

本株式併合は、本件完全子会社化取引の一部として、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、本日開催の取締役会では、本株式併合に関して、以下のとおり、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、複数の効力発生日（以下「本株式併合効力発生日」）を定める旨の議案を本臨時株主総会に付議することを決議しております。

なお、上記にかかわらず、本出資契約において、割当予定先との間では、原則として、2021年5月31日(月)に払込みを行うことを合意しています。

- a. 2021年6月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年6月30日とする。
- b. 2021年6月11日以降、2021年7月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年7月31日とする。
- c. 2021年7月11日以降、2021年8月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年8月31日とする。
- d. 2021年8月11日以降、2021年8月31日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年9月30日とする。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

本株式併合効力発生日をもって、その前日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社株式について、5,000,000株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

59,909,389株

(注) 減少する発行済株式総数は、2020年12月31日現在の発行済株式総数9,909,400株に本件第三者割当により新たに発行される普通株式数50,000,000株を加算した59,909,400株からの減少数です。

④ 効力発生前における発行済株式総数

59,909,400株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、2020年12月31日現在の発行済株式総数9,909,400株に本件第三者割当により新たに発行される普通株式数50,000,000株を加算した株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

11株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

44株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、少数株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、同法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を割当予定先に売却し、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を当社に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、180円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	貸衣裳	83	37	1	71	48	212
	建物及び構築物	3,092	396	757 (27)	438	2,292	3,987 (591)
	土地	[△676] 1,426	-	[△563] 1,053	-	[△112] 373	-
	その他	470	102	140 (15)	131	300	1,053 (30)
	計	[△676] 5,072	535	[△563] 1,952 (43)	642	[△112] 3,014	5,254 (622)
無形固定資産	のれん	440	-	-	25	415	-
	ソフトウェア	408	905	-	219	1,094	-
	その他	849	352	905	3	292	-
	計	1,699	1,257	905	248	1,802	-

(注) 1. [ ] 内は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）により行った土地の再評価に係る土地再評価差額金であります。

- 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失が含まれております。
- 「減価償却累計額」欄の( )内は内書きで、減損損失累計額が含まれております。
- 当期増減額のうち主なものは、次のとおりであります。

(増加)

(単位：百万円)

区分	資産の種類	内容	金額
無形固定資産	ソフトウェア	基幹システムリプレイス	549
		財務会計プロジェクト	264

(減少)

(単位：百万円)

区分	資産の種類	内容	金額
有形固定資産	建物及び構築物	賃貸用不動産の売却	283
	土地	賃貸用不動産等の売却	1,053
無形固定資産	その他	ソフトウェア仮勘定(基幹システムリプレイス)	549
		ソフトウェア仮勘定(財務会計プロジェクト)	264

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	476	3,887	5	4,358
賞与引当金	116	119	116	119
役員賞与引当金	19	-	19	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取手数料	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社  _____  無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.watabe-wedding.co.jp/company/ir/">https://www.watabe-wedding.co.jp/company/ir/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の規定により単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第56期）（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日） 2020年3月30日近畿財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年3月30日近畿財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

（第57期第1四半期）（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日） 2020年5月1日近畿財務局長に提出

（第57期第2四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） 2020年8月3日近畿財務局長に提出

（第57期第3四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日） 2020年11月13日近畿財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

2020年4月1日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年3月25日

ワタベウェディング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩淵 貴史 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上田 博規 印

## <財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているワタベウェディング株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワタベウェディング株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度の売上高が前連結会計年度に比べ著しく減少し、営業損失10,983百万円、経常損失11,075百万円及び親会社株主に帰属する当期純損失11,738百万円を計上し、連結貸借対照表の純資産の部の金額は863百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## <内部統制監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ワタベウェディング株式会社の2020年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ワタベウェディング株式会社が2020年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2021年3月25日

ワタベウェディング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩淵 貴史 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上田 博規 印

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているワタベウェディング株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワタベウェディング株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度の売上高が前事業年度に比べ著しく減少し、営業損失3,373百万円、経常損失3,136百万円及び当期純損失8,273百万円を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

**【表紙】**

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年3月26日
【会社名】	ワタベウェディング株式会社
【英訳名】	WATABE WEDDING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 花房 伸晃
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	京都市上京区烏丸通水上る桜鶴岡町361番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 社長執行役員 花房 伸晃は、当社の第57期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。



## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年3月26日
【会社名】	ワタベウェディング株式会社
【英訳名】	WATABE WEDDING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 花房 伸晃
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	京都市上京区烏丸通水上る桜鶴岡町361番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役 社長執行役員 花房伸晃は、当社、連結子会社及び持分法適用関連会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社グループ6社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社22社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各社売上高の金額が高い会社から合算していき、連結売上高の概ね2/3程度の割合に達している会社を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として現金及び預金、売掛金、前受金、売上高、売上原価に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価を実施した結果、2020年12月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。